

令和 2 年 第 6 回

芦北町議会 12 月定例会会議録

開会 令和 2 年 11 月 30 日

閉会 令和 2 年 12 月 3 日



熊本県芦北町議会

令和2年第6回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
1 1 ・ 3 0	月	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案審議 議案の委員会付託 （散 会）
1 2 ・ 1	火	休 会（議事整理）
2	水	休 会（議事整理）
3	木	本会議（開 議） 一般質問 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（11月30日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	4
3 欠席議員氏名	4
4 説明のため出席した者の職氏名	5
5 事務局職員出席者	5
6 開会 開議	9
第1 会議録署名議員の指名	9
第2 会期の決定について	9
第3 諸報告	9
議長諸般の報告	9
行政報告	9
第4 町長の提案理由説明	9
第5 議案第48号 令和元年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	10
第6 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について （一括議題＝日程第7から日程第14まで）	12
第7 認定第1号 令和元年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	13
第8 認定第2号 令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	13
第9 認定第3号 令和元年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	13
第10 認定第4号 令和元年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	13
第11 認定第5号 令和元年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	13
第12 認定第6号 令和元年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	13
第13 認定第7号 令和元年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	13
第14 認定第8号 令和元年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	13

第15	議案第59号	令和2年度芦北町一般会計補正予算（第8号）	16
第16	議案第60号	令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第3号）	26
第17	議案第61号	令和2年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3 号）	28
第18	議案第62号	令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第3号）	29
第19	議案第63号	芦北町地方創生臨時基金条例の制度について	31
		（一括議題＝日程第20から日程第22まで）	
第20	議案第64号	芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	31
第21	議案第65号	芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	31
第22	議案第66号	芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	31
第23	議案第67号	芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	34
第24	議案第68号	工事請負契約の締結について	35
第25	議案第69号	財産の取得について	36
第26	議案第70号	財産の取得について	37
第27	議案第71号	和解及び損害賠償額の決定について	38
		（一括議題＝日程第28から日程第29まで）	
第28	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	39
第29	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	39
7	散 会		41

第2号（12月3日）		頁
1	議事日程	45
2	出席議員氏名	45
3	欠席議員氏名	45
4	説明のため出席した者の職氏名	45
5	事務局職員出席者	46
6	開会 開議	50
第1	一般質問	50

(1) 坂本登議員第1回目一般質問	50
○竹崎町長答弁	51
○松本総務課長答弁	52
○内田福祉課長答弁	53
○佐竹農林水産課長答弁	53
○川尾企画財政課長答弁	54
(2) 坂本登議員第2回目一般質問	55
○竹崎町長答弁	56
○川尾企画財政課長答弁	56
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	57
○川尾企画財政課長答弁	57
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	57
○竹崎町長答弁	58
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	58
○竹崎町長答弁	59
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	59
○竹崎町長答弁	61
○松本総務課長答弁	61
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	62
○田中健康増進課長答弁	63
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	63
○竹崎町長答弁	64
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	64
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	64
○竹崎町長答弁	65
○松本総務課長答弁	66
○鎌倉建設課長答弁	67
○佐竹農林水産課長答弁	67
○釜商工観光課長答弁	67
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	68
○竹崎町長答弁	69
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	70
○松本総務課長答弁	70
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	71

○竹崎町長答弁	71
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	72
○鎌倉建設課長答弁	72
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	72
○鎌倉建設課長答弁	72
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	72
○松本総務課長答弁	73
○田渕住民生活課長答弁	73
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	73
○田渕住民生活課長答弁	73
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	74
○竹崎町長答弁	75
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	75
(1) 寺本修一議員第1回目一般質問	76
○竹崎町長答弁	77
(2) 寺本修一議員第2回目一般質問	78
○竹崎町長答弁	78
(3) 寺本修一議員第3回目一般質問	79
(一括議題＝日程第2から日程第6まで)	
第2 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	79
第3 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	79
第4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	79
第5 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	79
第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	79
7 閉 会	79

令和２年第６回芦北町議会定例会議事日程（第１号）

令和２年１１月３０日

午前１０時 開 会
於 議 場

１ 議事日程

開会宣告

第 １ 会議録署名議員の指名

第 ２ 会期の決定について

第 ３ 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第 ４ 町長の提案理由説明

第 ５ 議案第４８号 令和元年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

第 ６ 報告第 ６号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
(一括議題＝日程第７から日程第１４まで)

第 ７ 認定第 １号 令和元年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 ８ 認定第 ２号 令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 ９ 認定第 ３号 令和元年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第１０ 認定第 ４号 令和元年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第１１ 認定第 ５号 令和元年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第１２ 認定第 ６号 令和元年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第１３ 認定第 ７号 令和元年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第１４ 認定第 ８号 令和元年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第１５ 議案第５９号 令和２年度芦北町一般会計補正予算（第８号）

第１６ 議案第６０号 令和２年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3号)

第17 議案第61号 令和2年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

第18 議案第62号 令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

第19 議案第63号 芦北町地方創生臨時基金条例の制度について
(一括議題=日程第20から日程第22まで)

第20 議案第64号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第21 議案第65号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第22 議案第66号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第23 議案第67号 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第24 議案第68号 工事請負契約の締結について

第25 議案第69号 財産の取得について

第26 議案第70号 財産の取得について

第27 議案第71号 和解及び損害賠償額の決定について

(一括議題=日程第28から日程第29まで)

第28 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第29 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(散会)

2 出席議員(12人)

3番 林 田 燿 宏 君

5番 宮 内 道 則 君

7番 古 村 逸 男 君

10番 元 山 秀 志 君

12番 川 尻 成 美 君

15番 草 野 安 道 君

4番 坂 本 登 君

6番 寺 本 順 一 君

9番 前 田 徹 一 君

11番 平 松 洋 一 君

13番 寺 本 修 一 君

16番 宮 尾 秀 行 君

3 欠席議員(2人)

8番 白 坂 康 浩 君

14番 岡 部 恵美子 君

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町長	竹崎一成君	副町長	藤崎正司君
教育長	岩田繁義君	総務課長	松本俊造君
企画財政課長	川尾敏浩君	税務課長	元山俊治君
住民生活課長	田淵耕一君	福祉課長	内田照也君
健康増進課長	田中公広君	農林水産課長	佐竹貴幸君
商工観光課長	釜辰信君	建設課長	鎌倉博之君
上下水道課長	杉本芳郎君	会計管理者	福田貴司君
教育課長	白坂達也君	生涯学習課長	福井成昭君
コミュニティセンター課長	志水哲治君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	長崎十三男君	次長(課長補佐)	田代忍君
--------	--------	----------	------

議長諸般の報告

1 議会広報委員会の委員長、副委員長の選任について

芦北町議会委員会条例第8条第2項の規定により、令和2年9月18日開催の委員会において、委員長に川尻成美議員、副委員長に林田燿宏議員を選任

2 議会運営委員会委員の指名について

芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、川尻成美議員を令和2年11月6日委員に指名

3 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

4 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会

期 日 令和2年10月1日（木）

場 所 水俣芦北広域行政事務組合講堂

議 題 専決処分の報告及び承認（補正予算）

5 肥薩おれんじ鉄道全線運転再開記念列車出発式

期 日 令和2年11月1日（日）

場 所 佐敷駅

6 町村議会全国議長大会

期 日 令和2年11月25日（水）

場 所 NHKホール（東京都）

令和2年11月30日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

議員派遣の結果報告

1 熊本県町村議会議長会（議員研修会）

- （１）目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- （２）派遣場所 熊本県立劇場
- （３）期 間 令和２年１０月２日（金）
- （４）派遣議員 ９人
- （５）内 容 演題「これからの防災のあり方」
講師 防災システム研究所 山村武彦氏

2 熊本県町村議会議長会（広報研修会）

- （１）目 的 議会広報活動の活性化に資するため
- （２）派遣場所 菊陽町図書館ホール
- （３）期 間 令和２年１１月１２日（木）
- （４）派遣議員 議会広報委員会委員 ３名
- （５）内 容 議会広報コンクール表彰
パネルディスカッション
「殻を破れ！！創意、熱意の取り組みに学ぶ」
ファシリテーター 熊本大学客員教授 越地真一郎 氏

3 熊本県町村議会議長会（常任委員長・議会運営委員長研修会）

- （１）目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- （２）派遣場所 大津町文化ホール
- （３）期 間 令和２年１１月１７日（火）
- （４）派遣議員 副議長、各常任委員長、議会運営委員長
- （５）内 容 演題 「コロナ禍における地方創生（「逆参勤交代」制度について）」
講師 三菱総合研究所 主席研究員 松田智生 氏

令和２年１１月３０日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

芦町監第27号
令和2年11月10日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行 様

芦北町監査委員 井 川 良 一

芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和2年10月31日

3 検査実施日

令和2年11月10日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	535,405,953 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基 金 に 関 す る 現 金	5,166,004,336 円
	歳 入 歳 出 外 現 金	122,572,594 円
	計	5,823,982,883 円
水 道 事 業 会 計		312,260,997 円

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

ただいまから令和2年第6回芦北町議会定例会を開会します。

白坂君、岡部君から欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、13番 寺本修一君及び15番 草野安道君の二人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から12月3日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月3日までの4日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（宮尾秀行君） 日程第3「諸報告」を行います。

初めに、議長諸般の報告であります。議会広報委員会の委員長・副委員長の選任について、芦北町議会委員会条例第8条第2項の規定により、令和2年9月18日開催の委員会において、委員長に川尻成美議員、副委員長に林田燿宏議員が選任されております。議会運営委員会委員の指名について、芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により、令和2年11月6日、川尻成美君を指名しております。

以下、例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 町長の提案理由説明

○議長（宮尾秀行君） 日程第4、町長の提案理由説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、ありがとうございました。

7月の豪雨災害から5カ月が経過しようとする中、復旧・復興に向け職員一丸となって、被災された方々に寄り添い、精力的に取り組んでいるところであります。議員各位の御理解を厚くいただいていることを改めて感謝申し上げます。今後ますます本格化します復旧・復興事業に対し、国・県の様々な支援を活用しながら、一日も早いふるさと芦北の再生へ全力で取り組んでまいります。

さて、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

まず、健全化判断比率及び資金不足比率の報告並びに令和元年度芦北町一般会計をはじめ、芦北町国民健康保険事業特別会計ほか6件の歳入歳出決算認定、令和2年度芦北町一般会計補正予算及び特別会計に係る補正予算3件、また条例の新規制定1件、条例の一部改正4件並びに工事請負契約の締結1件、財産の取得に係る議案2件、和解及び損害賠償額の決定に係る議案1件、さらに人事案件2件を含めた、合計24議案を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（宮尾秀行君） 町長の説明が終わりました。

—————○—————

第5 議案第48号 令和元年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第5、議案第48号「令和元年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

議案第48号は、先の第4回芦北町議会定例会において、建設経済常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりましたので、委員長に審査の結果の報告を求めます。宮内建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（宮内道則君） おはようございます。

建設経済常任委員長報告を申し上げます。

先の令和2年第4回定例会初日に、当委員会に付託されました議案第48号、令和元年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、11月18日、担当課長ほか職員に出席を求め、審査を行いました。

審査にあたりましては、決算審査資料及び芦北町水道事業会計決算書によって説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果を報告をいたします。

主な事業として、国道３号線に布設されている水道管等、老朽化し漏水が多い６カ所の配水管布設替工事が行われています。また、収益面においては、２億９３５万８,６１６円の事業費用に対して、２億５,１４０万４,５２５円の事業収益があり、純利益として４,２０４万５,９０９円となり、安定供給と効率的な経営への取組が見られ、結果、未処分利益剰余金１億４,３６１万７,５４２円を翌年度に繰り越すこととされています。なお、芦北町債権管理条例第１０条の規定により、２,７００円が不納欠損処分されています。

主な質疑を申し上げますと、令和元年度に行った水道管布設替工事の管の耐久性に関する質疑に対し、ポリエチレン管を使用しており、耐震性と柔軟性に優れ、水道管が露出しても抜けにくい利点があるとの答弁がありました。

また、７月豪雨災害における被災状況の質疑もあり、停電や浄水場冠水による取水停止や漏水などにより、一時は給水区域内全域で断水となったが、徐々に復旧していき、７月２３日には全世帯、断水が解消され、現在は安定供給ができているとの答弁がありました。

なお、各地区で管理する水道施設の復旧について、一般会計の補助制度があり、区長と連絡を取りながら対応しているとの答弁もあっています。

以上、当委員会に付託されました議案第４８号、令和元年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、予算決議の趣旨と目的に従って、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって利益の処分は可決すべきもの、併せて決算は認定すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員長報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第４８号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決及び認定であります。委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４８号は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

第 6 報告第 6 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 6、報告第 6 号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本案について報告を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 報告第 6 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て、その意見書を別紙のとおり今回報告するものでございます。

それでは、それぞれの指標について説明いたします。

資料をお配りしております。資料の 1 ページをご覧くださいと思います。

初めに、実質赤字比率です。実質赤字比率は、普通会計ベースにおける実質赤字の標準財政規模に対する比率を示すもので、本町では赤字決算を計上していないため、数値としては現れてまいりません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計対象とした実質赤字比率を示すもので、本町では赤字決算ではございませんので、数値としては現れてまいりません。

資料の 2 ページをお願いします。

実質公債費比率です。実質公債費比率は、3 カ年の平均を求めるようになっており、令和元年度は昨年度から 0.1 ポイント減の 4.1 % となっております。なお、比率が 18 % を超えると地方債の発行に際し許可が必要となり、25 % を超えると早期健全化団体となり、財政の早期健全化のための財政計画の策定が必要となります。さらに、35 % 以上になりますと財政再生団体となります。

資料の 3 ページをご覧ください。

将来負担比率です。将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対し、どの程度あるかを表す比率です。充当可能な財源が負債の額を上回り、前年同様に数値は算定されませんでした。

続きまして、資料の 4 ページをご覧ください。

資金不足比率です。資金不足比率は、公営企業の健全度がどの程度の水準にあるかを表すもので、資金不足を生じている特別会計はございませんので、数値としては出てまいりません。

以上、報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第6号を終わります。

—————○—————

第 7 認定第1号 令和元年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 8 認定第2号 令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 認定第3号 令和元年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第10 認定第4号 令和元年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第11 認定第5号 令和元年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第12 認定第6号 令和元年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第13 認定第7号 令和元年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第14 認定第8号 令和元年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第7、認定第1号「令和元年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第14、認定第8号「令和元年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし、各委員会に付託し、閉会中の継続審査とする旨の答申がっております。したがって、会議規則第36条の規定により、一括議題とします。

お諮りします。ただいま一括議題としました議案については、会議規則第38条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対し質疑を行います。先の議会運営委員会において、委員会付託、併せて閉会中の継続審査とする旨の答申がっております。質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 今回、災害におきまして、議会のほうも6月、9月、12月、変則的になっておりますし、決算のほうも9月、従来ならやるべきことが、12月

も閉会中の審査事項と相なりました。よって、この決算の資料、成果説明書とか監査意見書も目を通してみましたが、いわゆる財産調書を見えますと、基金のほうがですね、財産調書によりますと、前年度末が５３億６，３００万円余の基金がございましたけども、平成元年の決算では４９億７，０００万円ということで、３億９，３００万円ほど取り崩し、成果説明書を見ればそうでありまして、そして町債がですね、１００億９００万円余の町債があっておりまして、約、前年度に比べまして２億３，６００万円ぐらい増加しておるのは数字に出ておりますが、国の財政も相当逼迫してきて、過去最高の９６４兆円の国債が発行されているというのは御存知のとおりでありますし、災害も併せて芦北町には大きな打撃も出てくるんじゃないかというふうに予測しております。

よって、決算のどうのこうもですが、今、次年度の予算も精査中というふうに考えておりますが、基金の取り崩しを余儀なくされるんじゃないかなというふうに思います。交付税も年々落ちてくるわけですので、その見通しについて、大綱的に説明いただければというふうに思いますが、執行部に対しての質疑はできませんのでですね、閉会中の審査ではですね。大綱的なことでいいと思いますが、頭の中に入りたいなと思いますけども。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 決算ではなく、今後の見込みということでございますけども、お答えしたいと思います。

今回の豪雨災害によりまして、現在、補正予算の第８号まで、コロナ関係もありまして、第８号までの補正と、今回の提案も含めて８号ということになっております。その中で、地方債におきましては、今年度当初予算も含めて３５億円の借り入れの予算計上をしているところであります。本日提案しております予算書、最後のページを見てもらうと総額が出ております。この地方債につきましては、普通交付税に算入する算入率が非常に高いものを優先的に選択しながら計上しているところでありますけども、交付税の算入につきましては、平均しますと約９０％が交付税算入されると。いわゆる１０％が一般財源の持ち出しだということになります。そういったしますと、３５億円のうちの約１０％が一般財源ということで、今後、借り入れを行って、償還が始まりますと、この部分が今までよりも多く支出する形になってまいります。

また、財政調整基金につきましても、約１４億円程度ありました基金が７億６，０００万円ぐらいまで取り崩すということで予算計上しておるところであります。コロナ禍に対応するもの、また豪雨災害に対応するものということになっております。そうしますと、約半分の財調になってきております。そうしますと、今後も非

常に財政的に厳しい状況になるのは想像にたやすいものだというふうに思っております。

しかしながら、まずは復旧・復興をですね、最優先として投資をいたしまして、その終了後にですね、財政の立て直しを図っていくということがまずもって目標だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに。川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、町長のほうに一言、今の関係で、次に対する、財政に対するですね、如何に効率よくやっていくかという面でも、やっぱり監査意見書にも、努力するように、いい財源で、また効率よい結果を出すように書いてありますが、町長の、これは目を通されたと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ただいま課長が答弁をいたしたとおりでございます。

コロナ対策、そして本町におきましては、復旧・復興への取り組み、これらがですね、大変複雑に入り込んでおりまして、その辺をきちんと整理をしながら、最低限のですね、健全性は保ちながら、1日も早い復旧・復興、そしてまたコロナ禍で苦しんでおられる方々の御支援に向けていきたいと思います。そのためには、単町独自では厳しい面もございますので、県・国と常時打ち合わせをしながら、各種支援策、あるいは各省庁間のですね、縦割りがございますが、これに横串を刺すというですね、ことで効率的な支援制度を受けられるようお願いもしておるところでございますけども、御指摘のとおりでございますので、議会の皆さんとも思いを共有しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号の審査については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、所管の常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

各常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を次期議会において各常任委員長から報告願います。

第 15 議案第 59 号 令和 2 年度芦北町一般会計補正予算（第 8 号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第 15、議案第 59 号「令和 2 年度芦北町一般会計補正予算（第 8 号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 議案第 59 号、令和 2 年度芦北町一般会計補正予算（第 8 号）について、御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 12 億 4,153 万 5,000 円を追加し、総額を 213 億 3,912 万 6,000 円とするものです。また、第 2 条で債務負担行為の補正を、第 3 条で地方債の補正をそれぞれ計上しております。

まず、今回の補正は、款 1 の議会費から款 9 の教育費まで、人事異動、災害県人事委員会勧告に基づく期末手当改定に伴う職員給与費の補正を行っており、総額で 2,338 万 2,000 円の減額となっております。詳しい内容につきましては、予算書の 38 ページから 40 ページの給与費明細書のとおりであります。

また、新型コロナウイルス感染症及び豪雨災害により、事業の縮小、中止を余儀なくされており、総額で 9,341 万 9,000 円の減額補正と、これに伴う使用料の特例財源もあわせて減額しております。

以降、各款の補正につきましては、これを省略して説明いたしたいと思います。

それでは、予算書をもとに、歳出から説明いたします。

予算書の 16 ページをお開きください。

款 2 総務費、目 5 財産管理費の 1 億 417 万 9,000 円は、旧芦北幼稚園の分筆測量業務委託料、財政調整基金積立金と事業者に対して 5 年間行う利子補給の令和 3 年度から令和 7 年度までの補助金予定額を積み立てる地方創生臨時基金積立金です。

目 6 企画費の節 12 委託料の 150 万円は、本年 9 月から開始した企業版ふるさと納税のコンサルティング委託料で、納税額に応じて支払うこととしております。

目 7 電子計算費の 1,529 万 1,000 円は、インターネットを活用したテレビ会議システム等の整備費です。

17 ページをお願いします。

目 11 高速交通対策費の節 18 の 85 万 3,000 円は、産交バスに支出します補助金で、新型コロナウイルス感染症による収入減が主な要因です。

目 16 豪雨災害対策総務費の節 14 は、被災した柵屋と進出企業が入居する旧白木小学校体育館の修繕工事及び新町住宅の解体工事です。

節 18 は、肥薩おれんじ鉄道の災害復旧費の一部を出資割合に応じて負担する補

助金です。

目18生活応援券費の9,222万9,000円は、家計支出と町内の消費活性化を目的として、町民1人に5,000円の商品券を発行する事業で、12月中旬までに発送し、2月末までの使用を計画しております。

18ページをお願いします。

項2目2賦課徴収費の19万円は、申告会場におけるコロナ対策に係るパーティーションや備品の購入費です。

項3目1戸籍住民基本台帳費の19ページ、節10需用費の67万7,000円は、災害により発行数が増え、在庫が少なくなったことから、ふれあいカードを作成するものです。

項4目2町議会議員選挙費の165万9,000円は、候補者数の増が予想されるため、ポスター掲示板設置・撤去委託料等を増額するものです。

20ページをお願いします。

款3民生費、目1社会福祉総務費の節27繰出金は、国民健康保険事業特別会計の減額に伴う繰出金の減です。

目2障がい者福祉費の1,999万9,000円は、報酬改定に伴うシステム改修委託料と障がい福祉サービス利用回数の増による扶助費の増額です。

目4高齢者福祉費の15万7,000円の減額は、八幡荘の温水ヒーター取り替えに係る修繕料と、介護保険事業特別会計の減額に伴う繰出金の減です。

目7豪雨災害対策費の117万4,000円は、被災者の見守り、巡回相談などを行う生活相談補助員等を増員するために、地域支え合いセンター運営委託料を増額するものです。

21ページです。

項2目1児童福祉総務費の節18の650万円は、保育所や放課後児童健全育成施設が行うコロナ対策で、衛生用品等の購入に対して1施設50万円を支援するものです。また、節22は、保育環境改善等事業の令和元年度事業実績に伴う精算償還金です。

項4目2豪雨災害救助費の105万9,000円は、会計年度任用職員2名分の報酬等です。

目3豪雨災害対策費の200万円は、仮設住宅から自宅や賃貸住宅に転居される方に対し、一律10万円を助成する転居費用助成金です。

22ページです。

款4衛生費、目1保健衛生総務費の節22は、母子保健衛生事業の令和元年度事業実績に伴う精算償還金です。

目9 豪雨災害廃棄物処理費の3億7,500万円は、公費解体200件分の増額と、自費解体20件分の減額です。

目10 豪雨災害対策費の1,306万1,000円は、飲料水供給施設組合への補助3件分の追加と、新たに県の球磨川流域復興基金の対象となった組合負担分の2分の1を計上するものです。また、農業集落排水事業への繰出金を増額しております。

23ページ下段から、24ページにかけての款5 農林水産業費、目3 農業振興費の219万6,000円は、災害により処理量が増加した農業用廃プラスチック類処理対策事業補助金と、大川内地区が行います単県事業、中山間農業モデル地区支援事業補助金です。

目4 畜産業費の159万7,000円は、JAあしきた畜産ヘルパー利用組合の機器購入等に対する単県事業、畜産経営バックアップ事業補助金です。

目13 豪雨災害対策費の9,720万2,000円は、被災した農業用機械・施設等の再取得、修繕の要望が見込みより多かったため増額するものです。

項2目4 治山事業の1,560万円は、2カ所の治山工事を追加するものです。

目5 豪雨災害対策費の241万2,000円は、林道2路線分の土砂撤去に係る建設機械等借上料です。

25ページです。

項3目2 水産振興費の50万円は、研修を終了し来年1月から漁業に新規就業する予定者1名に対する補助金です。

25ページ下段から26ページ上段にかけての、款6 商工費、目2 商工業振興費の495万円は、実績見込みにより中小企業等持続化事業補助金ほか1事業を増額、ふるさと活性化事業補助金ほか2事業を減額するとともに、コロナウイルス対策で借入れを行った事業者に対する災害時等特別資金利子補給補助金の今年度分1,200万円を新たに計上するものです。

目5 御立岬公園費の213万円は、マリンハウスの雨漏りと温泉センターのろ過タンクの修繕料です。

目7 豪雨災害対策費の294万1,000円は、御立岬公園内の土砂崩落により被害を受けた樹園地に対する賠償金です。

めくっていただいて、28ページをお願いします。

款7 土木費、項2目5 豪雨災害対策費の142万6,000円は、残土処理場で使用する重機の燃料費です。

項3目3 水防対策費の113万1,000円は、湯北ポンプ場の珪藻監視盤の修繕料と、芦北排水機場のごみ収集運搬処分委託料です。

目6豪雨災害対策費の1,825万円の減額は、花東排水機場ポンプの修理方法変更による減額補正と、小田浦排水機場等の嵩上げによる増額補正、並びに花東排水機場に係る浸水対策施設設計業務委託料です。

29ページです。

款8消防費、目4災害対策費の249万7,000円は、Jアラート受信機の修繕料、災害時に携帯電話に情報伝達するためのアプリ構築手数料、県管理河川の浸水情報を最新のものにする防災マップ更新委託料です。

30ページをお願いします。

目5豪雨災害対策費の219万9,000円は、3分団の格納庫修繕料と、消防点検各種競技の優勝旗購入費です。

31ページ下段から、款9教育費、項4目3公民館費になります。

32ページをお願いします。

節10需用費の17万6,000円は、大野公民館の小会議室空調機修繕です。

目4図書館費の237万2,000円は、会計年度任用職員に係る費用弁償と、図書館司書の人材派遣業務委託料及び災害により指定寄附をいただきましたので、これを活用した図書購入費です。

33ページです。

目7生涯学習センター費の2万円は、女島地区生涯学習センターが加盟しています大崎地区水道組合に対する工事費の負担金です。

34ページです。

目11コミュニティセンター費の49万5,000円は、体温検知カメラ2台分の購入費です。

目12豪雨災害対策費の7万2,000円は、被災し、現在、冷凍保存している古文書を修復するための運搬費等です。

めくっていただいて、36ページをお願いします。

項5目4学校給食施設費の節1の41万2,000円は、夏休み短縮などにより出勤日数が増えた会計年度任用職員報酬です。

款10災害復旧費、項1目2林業用施設災害復旧費の720万円は、被災林道1路線12カ所分の測量設計業務委託料です。

項2目1公共土木施設災害復旧費の2億4,723万5,000円は、被災した道路橋りょう、河川の応急修繕に係る建設機械等借り上げが増加見込みであること、また被災した芦北海浜総合公園の災害査定が終了したことにより、それぞれ予算計上するものです。

37ページです。

目2都市災害復旧費の2億9,728万8,000円は、宅地内堆積土砂撤去及び自費撤去費償還補助金の申請が増加見込みであることから、宅地内堆積土砂撤去に係る発注管理業務及び管理業務、並びに宅地内がれき混じり土砂自費撤去費償還補助金の増額補正と、湯北排水機場災害査定のための資料作成業務委託が不要となったため減額するものです。

項3目1公立学校施設災害復旧費の2,292万3,000円は、災害査定が終了し補助対象となった佐敷小、佐敷中の施設修繕料と備品購入費を計上するものです。

目2社会教育施設災害復旧費の960万2,000円は、佐敷城跡2カ所の災害復旧工事費です。

次に、歳入について説明いたします。

予算書は10ページになります。

款10地方交付税は、強い農業担い手づくり支援交付金に係る特別交付税です。

款12農林水産業費分担金は、治山事業に係る受益者分担金です。

11ページです。

款14項1目1民生費国庫負担金の983万4,000円は、障がい者自立支援給付費の増加に伴う負担金です。

目3災害復旧費国庫負担金の7,833万7,000円は、建設機械借上料と小中学校備品購入等に係る負担金です。

項2目1総務費国庫補助金の1億7,187万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、生活応援券事業、テレビ会議システム整備事業、地方創生臨時基金積立金等に充当しております。

目2民生費国庫補助金の82万5,000円は、審査システム改修委託料と介護保険事業会計の繰出金に係る補助金です。

目3衛生費国庫補助金の1億9,500万円は、宅地内がれき混じり土砂自費撤去費と、被災家屋解体に係る補助金です。

目6教育費国庫補助金の672万1,000円は、佐敷城跡の災害復旧に係る補助金です。

目8災害復旧費国庫補助金の2億4,500万2,000円は、海浜総合公園災害復旧工事と、宅地内土砂撤去に係る補助金です。

12ページをお願いします。

款15項1目1民生費県負担金の597万6,000円は、障がい者自立支援給付費の増加、及び災害救助事務に従事する会計年度任用職員人件費に係る負担金です。

項2目1総務費県補助金の増額分は、新たに創設された県の新型コロナウイルス

感染症対策交付金と、球磨川流域復興基金を計上しており、コミュニティセンターの体温検知カメラ整備や転居費用助成金等に充当しております。

目2民生費県補助金の767万4,000円は、地域支え合いセンター運営補助金と、保育所等が行うコロナ対策に100%充当する補助金です。

目4農林水産業費県補助金8,670万4,000円は、単県補助金である中山間農業モデル地区支援事業補助金、被災農機具等の再取得等に係る強い農業担い手づくり総合支援交付金、畜産経営バックアップ事業補助金及び単県治山工事に係る補助金です。

目5商工費県補助金と目6土木費県補助金の電源立地地域対策交付金は、町道川嶽線の工事に充当予定でありましたが、災害により事業実施ができないことから、充当事業を御立岬公園に組み替えるものです。

目8教育費県補助金の増額分48万円は、佐敷城跡災害復旧工事に係る県補助金です。

目9災害復旧費県補助金の増額分360万円は、林道災害復旧に係る補助金です。

また、都市災害復旧費補助金の120万4,000円の減額は、宅地内がれき混じり土砂撤去に係る補助金を県補助金で対応予定でありましたが、環境省の補助事業が活用できることが判明し、組み替えたために減額となったものでございます。

款17目1の寄附金は、9月から開始しました企業版ふるさと納税の見込み額と、コミュニティセンター図書購入に係る指定寄附です。

款20諸収入、目2雑入の建物災害共済金1,284万7,000円と、自動車事故共済金473万9,000円は、7月豪雨災害により被災した小田浦排水機場等の修繕に係る共済金と、公用車9台分の任意共済保険金です。

また、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金返還金94万7,000円は、令和元年度事業実績に伴う返還金です。

14ページをお願いします。

款21町債です。目3農林水産業費の360万円は、単県治山工事に充当するものです。

目8災害復旧費の4億3,120万円は、それぞれの災害復旧事業に充当するものであります。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為の補正について説明いたします。令和5年度までに引き続き契約が必要な町有マイクロバス等運転業務委託料ほか4件、令和7年度まで利子補給を行う災害時等特別資金利子補給補助金、年度開始前に契約が必要な中学校教員用教科用図書、指導書及び指導用教材購入費の合計7件、限度額合計3億2,0

39万2,000円を追加するものです。事項別の期間及び限度額は記載のとおりです。

予算書は7ページになります。

第3表、地方債補正について説明いたします。交通対策災害復旧事業382万円を追加し、変更としまして林業振興事業以下、合計11事業で4億1,570万円を増額し、24億6,630万円とするものです。利率や償還方法は表に記載のとおりであります。

なお、41ページに債務負担行為で当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、42ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上で、一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） まず、歳入の方ですね、寄附金のほうが款17のほうにありますけども、企業ふるさと版納税に1,500万円、今後の予算してありますが、現在までいくら来て、伸びるということで計上されたと思いますが、いかがですか、それが一つ。

歳出の中で、災害の公費解体、4億円計上されておりまして、減額が自主解体償還補助金の2,500万円ありますけども、これはもう少し詳細にちょっとお示しいただければと思います。2点です。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 私のほうからは、企業版ふるさと納税について説明を申し上げたいと思います。

これにつきましては、九州財務局等の御指導もありまして、災害対応に対しまして新たな財源確保に向けて、こういった制度があるのでというようなことから、今回取り組んだところであります。9月から始まりまして、現在3件、300万円の寄附をいただいているところであります。ただ、現在のところ、ホームページ等でのPR広報だけでございまして、なかなか企業の目にとまるような対応ができておりません。全国でも数多くの自治体がこういった取り組みをしているために、そういった状況でございます。

したがって、今回、コンサルタントに委託をしまして、如何に目につくか、如何に広報していくということをですね、委託料として10%程度を措置をさせていただいたところであります。なお、成功報酬としてでありますので、寄附がなかったならば支出は発生しないというような契約を結びたいというふうに考えておるところであります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田渕耕一君） 公費解体でございますけれども、今回、歳出のほうですね、200件の4億円を計上しております。それと、2,500万円の減ということで、こちらについては自費解体をですね、当初50件で見えておりましたが、最終的に30件ぐらいだろうということで減額のほうをいたしております。

財源につきましては、この2,500万円の減につきましては、当初200万円の50件、1億円の歳出を見ておりましたけれども、内容をですね、若干見直しまして、200万円を250万円で見直した30件分ということで、その分、1億円から差し引いた分が2,500万円ということで、200万円を250万円で見直して、30件分を見たということで、今回計上のほうをしております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それじゃあ現状は、公費解体は進んでいるんですかね、全然見当たらないわけですか。

○議長（宮尾秀行君） 田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田渕耕一君） 現在、公費解体の申請件数でございますけれども、1月の25日現在で約270件ほど、申請のほうが上がってきております。

内訳から言いますと、公費と、そのうち自費が10件程度なんですけれども、今、進捗状況でございますけれども、現在2件が完了しておりますして、追加で工事発注のほうがですね、36件のほうをかけるところでございます。

今後の流れでございますけれども、当初の見込みよりもですね、空き家関係はかなり申請のほうが伸びてきておりますので、最終的な完了としましてはですね、来年度の上半期ぐらいまでに全て、この件数を終了できればなということで、今現在、見込んでおります。既に当初の見込みよりも申請件数が増えてきているという状況でございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 26ページをお願いします。

7番の豪雨災害対策費の中で、賠償金が294万1,000円支払うようになっております。これは御立岬の町有地が崩壊して、その土砂が恐らく水田かハウス、はっきりは分かりませんが、そういうものに被害を与えたというようなことであろうと理解しております。これまでこういう事例というのはあったのか、それとほかにですね、こういうケースはないのか、それをまずお聞きをしたいと思いま

す。

○議長（宮尾秀行君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

今回の被害につきましては、土砂崩れが平成22年度の大雨で一度土砂崩れが発生しております。このとき、土砂止めのために防護柵を町が設置したものでございます。その防護柵が今度の豪雨災害で被災したということでございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 大変こう、私はこういう、このことについては前向きな考えを持っておりますけれども、例えばですね、町有地、非常に町内には町有地があるわけでございます。恐らく道路あたりもそういう例えば町道、当然町の財産でございましてけれども、そういう町道が崩壊して。下の水田とか、そういう施設等に被害を与えた場合も該当するのかなしないのか、そこらをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

今回、議案の中でも出されておりますけれども、平成の22年だったでしょうか、一度崩落をしました。その際は町が管理上の瑕疵があったということですね、その際、賠償金等もしてございます。その際、町のほうが防護柵を設置してですね、今後の再度、災害防止に向けた対応をしていた中で、その防護柵にですね、ごみとかいろいろなものが堆積をされていてですね、それに雨水が流入をして、今回、流出をして御迷惑をおかけしてしまったというふうなことでございます。一般的に、町道ですとか町有地が崩れるということはあると思いますが、それはあくまでも自然災害の中での出来事でございまして、そこにこの町の瑕疵があるかどうかというふうな判断でもってですね、賠償額を決めていくというふうなことになるかと存じております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 私は、この支出に対して否定はしませんが、ほかにですね、そういうやつがあるのかないのか。例えば、町道もそうでしょう。町の管理であって、町有地であります。ほかにも町が持っている土地というのはたくさんあるだろうと思うんですよ。やはりこういう問題を取り上げるときにはですね、やはりそういったものまで調査をした上で、他に被害があるのかないのか、やはり考えるべきではないかと私は思っておりますが、私が聞いているのはそういうことでございますので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 御指摘の件につきましては、現在のところ、地権者の方からそのような申し出はあってございませんので、案件としては把握してございません。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 一応、今後ですね、こういった新たな問題といいますか、については、やはり慎重に一つ、ほかにそういう事例がないのかですね、やっぱりそういうところまで気を使っただけであればいいんじゃないかと思っておりますので、御要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 37ページに、委託料、都市災害復旧費ということで、宅地内の堆積土砂の撤去発注管理業務委託料を計上してあります。7月4日に大水害に遭いまして、多方面にわたった大変この被害が大きいと。特に球磨川流域、それから大河川じゃなくて中小河川、その界限、かなり被害が大きいというふうに認識をいたしております。そしてまた、こういう宅地もですね、やられたということでございますが、結構7月から考えますと、もう5カ月経っております、そうとうその期間の中で上京されたのかなと思いますが、この委託料そのものについては、もう国・県それぞれの予算補助をいただきますのでですね、大いにやっていただきたいと思いますが、この積算根拠、2億8,000万円計上してございますけども、まずスピードが大事でございますので、この積算根拠をですね、面積とか箇所数とか、というふうな形でこれを計上されているのかですね、道路とかそういうのは別でしょうから、宅地の敷地内に入った土砂を撤去するということだろうと思いますけども、その積算根拠なり、今後この業務委託がいつ頃完了するのかですね、そういう見込みまで含めておられるのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 宅地内堆積土砂撤去発注管理業務委託料の積算根拠というところでございますけれども、今回7月豪雨によりまして、今回増額をさせていただいております。その中で、積算といたしましてですね、今回、この2億8,552万2,000円の内訳でございますが、まず宅地内土砂の撤去費用としまして、これはあくまでも宅地内の土砂を撤去する業務でございますが、これに2億円。それから、がれき混じり土砂分別業務でございます。これは仮置き中のがれき混じり土砂を分別して最終処分する業務でございますが、これで3,552万1,000円。また、流木の最終処分費として、仮置き中の流木を最終処分する5,000万円を

合わせまして2億8,552万2,000円というふうに計上させていただいております。その中で、その2億円の件数としましては、今現在、250件程度の申請が上がってきておるところでございます。そのですね、面積、土砂量を計算しまして、約2万5,000㎡程度あると認識しております。それをですね、掛けまして、この金額を出しているところでございます。

また、今後ですね、公費解体等と連携した撤去など、ちょっと被害が大きい土砂撤去も出てくると思いますので、そのへんも見込みまして2億円程度、補正をお願いしているところでございます。

また、進捗状況でございますが、現在、その247件上がってきております。かなり件数のほうもですね、進んでおります。現在、撤去完了と見れるものが、だいたいもう150件程度は撤去のほうまで行っておりますので、スムーズにですね、年内または1月程度を目途に完了させていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 被災に遭われた方々に寄り添ってですね、精いっぱい御努力をお願いしたいと思いますが、今回、宅地内ということでございますが、河川ของですね、堆積も、水害前から相当、特に消火栓なんかはですね、あっておりますので、そういうことも含めてですね、今回やっぱり川底のそういう土砂の配慮といいますかね、葦なんか相当生えておるところがありますね。そういうことも是非見回っていただいてですね、今後の対応に生かしていただければと思います。是非ねスピード感をもって対応してください。お願いします。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

————○————

第16 議案第60号 令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3

号)

○議長（宮尾秀行君） 日程第16、議案第60号「令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第60号、令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ666万9,000円を減額し、総額を29億2,718万1,000円とするものでございます。

歳出から御説明を申し上げます。

7ページになります。

款1総務管理費、目1一般管理費の650万2,000円の減額は、給与改定及び職員の異動等に伴う職員給与費等の補正でございます。

目2連合会負担金の1万9,000円は、オンライン歯科確認システム稼働に伴う増額でございます。

次の項2徴税費、目1賦課徴収費の88万5,000円の減額は、給与改定及び職員の異動等に伴う職員給与費等の補正でございます。

予算書8ページの款8諸支出金、目5の償還金の69万9,000円は、令和元年度の保険給付費等特別交付金について、当初の見込みよりも事業実績が減ったことに伴い、国庫負担金を償還するものでございます。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款6目1一般会計繰入金の738万7,000円の減額は、職員給与費等の減額に伴うものです。

款7繰越金の71万8,000円は、先ほど説明いたしました歳出に、前年度繰越金を充当するものでございます。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の9ページから11ページの明細書のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第17 議案第61号 令和2年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第17、議案第61号「令和2年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第61号、令和2年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ4,411万5,000円を追加し、総額を23億7,777万5,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

予算書の7ページになります。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の給料、職員手当等、共済費は、給与改定及び職員の異動等に伴う職員給与費の補正です。

節12委託料の132万円は、制度改正に伴うシステム改修委託料です。

項2徴収費、目1賦課徴収費の32万8,000円は、葉書から文書での通知に変更したことなどに伴う増額です。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目3地域密着型介護サービス給付費の4,823万9,000円は、利用者増及び災害による利用料免除見込みに伴う補正です。

次に、8ページになります。

款4地域支援事業費に関しましては、介護保険保険者努力支援交付金の創設に伴う財源組み替えです。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目5介護保険保険者努力支援交付金380万2,000円は、当該交付金の創設に伴う補正です。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金、節1職員給与費等繰入金は、職員給与費等の減額に伴う577万2,000円の減額、節2事務費繰入金164万8,000円は、事務費に係る一般会計からの繰入金です。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金4,443万7,000円は、前年度繰越金

を先ほど説明いたしました歳出に充当するものでございます。

なお、給与費の内訳につきましては、予算書の 9 ページから 11 ページの明細書のとおりです。

以上で、芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 61 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決しました。

ここで、しばらく休憩します。議場の時計で 15 分より再開します。

—————○—————

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 14 分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 少し早いですが、全員お揃いですので、休憩前に引き続き会議を再開します。

—————○—————

第 18 議案第 62 号 令和 2 年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第 18、議案第 62 号「令和 2 年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 議案第 62 号、令和 2 年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,601 万 9,000 円を追加し、総額を 3 億 8,555 万 3,000 円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

予算書の9ページになります。

款1 農業集落排水事業費、項3 目1 豪雨災害対策費の3,601万9,000円は、令和2年7月豪雨により被災した中継ポンプの災害復旧工事に係る補正です。

節8 旅費の21万円は、災害復旧事業の採択申請に伴う所管の省庁との協議が必要となったためのものでございます。

節12 委託料174万9,000円は、被災した中継ポンプの工事施工管理設計に伴うもので、節14 工事請負費3,406万円は、正式な設計業務の実施積み上げのその分の増額分でございます。

次に、歳入につきましては8ページになります。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金の27万1,000円と、款5 町債、項1 町債、目2 災害復旧債の1,490万円及び款6 県支出金、項1 県補助金、目2 災害復旧費県補助金の2,084万8,000円は、先ほど説明しました歳出で充当するものです。

次に、予算書は4ページになります。

第2表、地方債補正について御説明いたします。農業集落排水施設災害復旧事業を2,630万円から1,490万円増額し、4,120万円とするものです。利率や償還方法は表に記載のとおりです。

なお、予算書10ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上で、芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第 19 議案第 63 号 芦北町地方創生臨時基金条例の制度について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 19、議案第 63 号「芦北町地方創生臨時基金条例の制度について」を議題とします。

議案第 63 号は、先の議会運営委員会で委員会付託とし、閉会中の継続審査とする旨の答申があります。したがって、会議規則第 38 条第 2 項により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 63 号は説明を省略することに決定しました。

これから議案第 63 号に対し、質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がありますので、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 63 号の審査については、会議規則第 38 条第 1 項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 63 号は総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

総務常任委員会においては、慎重に審査をされ、その結果を次期議会において委員長から報告願います。

—————○—————

第 20 議案第 64 号 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 21 議案第 65 号 芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 22 議案第 66 号 芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 20、議案第 64 号「芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第 22、議案第 66 号「芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までを、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第 36 条の規定により一

括議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第64号から議案第66号までは、芦北町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関連する改正となりますので、一括して御説明申し上げます。

議案第64号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の主な内容につきましては、熊本県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員のボーナスを0.05月減とする減額改定を行うものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和2年12月に支給する期末手当の支給率を100分の125とする特例措置を規定しております。

議案第65号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第66号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の内容につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律の改正にあわせて、町長、副町長、教育長、議会議員の期末手当について、0.05月の減額改定を行うものです。

附則として、これらの条例は公布の日から施行するものとし、令和2年12月に支給する期末手当の支給率を100分の165とする特例措置を規定しております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから日程第20、議案第64号から、日程第22、議案第66号までを順次討論を行い、採決します。

日程第20、議案第64号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 議案第64号、芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

この条例改定は、熊本県人事委員会勧告に基づき、芦北町一般職員の12月ボーナスを0.05カ月分引き下げようとするものです。新型コロナウイルス感染症による暮らしと経済への打撃は、日を迫うごとに深刻さを増しています。労働者の実質賃金は低下を続け、そこに7月豪雨が襲ったことで、家計は深刻な危機に直面しています。

このような状況の中、一般職員のボーナスを引き下げるとは、景気回復に逆行

するものだと考えます。新型コロナ、7月豪雨被害の中、芦北町一般職員は特に7月、8月と、自らも被災した職員もいるにも関わらず、休日返上で昼夜を問わず、町民に寄り添い、安心・安全なまちづくりと町民の暮らしを守るために、町長を先頭に職員が一丸となり、復旧・復興に全力で取り組んでいることは、町民誰もが認める承知の事実です。熊本県人事委員会勧告は、あくまでも考慮することであり、一般職員の給与に関する条例制定は、各自治体に決定権があり、従う法的根拠はありません。

今回、芦北町は、7月豪雨被害という他自治体とは条件が違う年になりました。こんなときだからこそ、ボーナス引き下げではなく、現状維持をすることこそ、職員のモチベーションに良い影響を与え、従来どおり全体の奉仕者として職務を全うできると考えます。

議員各位におかれましては、7月豪雨の被災地である芦北町職員という特別な事情を考慮いただき、判断されるようお願いいたします。

以上の検知から、私は議案第64号に反対の討論を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。寺本修一君。

○13番（寺本修一君） 芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の討論を行います。

ただいま坂本議員から反対討論がありましたが、もうお気持ちは十分理解し、私も同感でございます。しかしながら、熊本県人事委員会勧告によりまして、県下の自治体全てこれを可決をいたしております。コロナ禍、そして本町におきましては、7月の大豪雨というようなことで、今申されたとおり、町長をはじめ、職員の方々は一生懸命、全力を尽くして復旧・復興に当たられたのは事実でございます。本当は、維持か増額するのが当たり前でございますが、全国的にコロナ禍、災害で経済は大不況に陥っております。

そういう中で、やはり職員も我々議員も、町長以下、執行部も痛みを共に分かち合うということで、致し方ない0.05カ月分の減額になったと思います。そのことを理解し、坂本議員が言われた反対討論は、私も同感でございます。そういうことで、致し方なく賛成討論といたします。よろしくをお願いします。

○議長（宮尾秀行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議がありますので、起立によって採決します。原案に賛成者の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（宮尾秀行君） 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21、議案第65号、芦北町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第22、議案第66号、芦北町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

第23 議案第67号 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第23、議案第67号「芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。元山税務課長。

○税務課長（元山俊治君） 議案第67号、芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年9月4日に公布され、原則として令和3年1月1日から施行されることに伴い、改正するものです。

改正内容は、個人所得課税見直しに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得において、基礎控除額相当分の基準額を現行の３３万円から４３万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加えるものです。

附則としまして、この条例は令和３年１月１日から施行となります。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第６７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第６７号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２４ 議案第６８号 工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君） 日程第２４、議案第６８号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第６８号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、平生橋橋りょう改修工事の請負契約締結の承認に係るものです。

- １、契約の目的 平生橋橋りょう補修工事
- ２、契約の方法 指名競争入札
- ３、契約の金額 ５,６６５万円
- ４、契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字湯浦２４５番地１
株式会社松下組 代表取締役 松下義一

工事の概要について御説明申し上げます。

本工事は、平生橋の上部構造と下部構造の補修を行い、橋りょうの長寿命化を図

るものでございます。

次に、入札の経緯について申し上げます。

10月7日開催の指名審査会において、工事の難易度、設計額などを総合的に勘案した結果、本工事を確実に施工するためには、町内の土木一式業者Aランク12社を指名することが適切であるとの意見を踏まえた業者選定を行い、指名競争入札実施しております。

入札は10月29日に執行し、仮契約を翌日の10月30日に行っております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第25 議案第69号 財産の取得について

○議長（宮尾秀行君） 日程第25、議案第69号「財産の取得について」を議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第69号、財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、芦北町立小中学校ICT機器購入に係る契約です。

1、契約の目的 芦北町立小中学校ICT機器購入

2、契約の方法 指名競争入札

3、契約の金額 6,046万9,552円

なお、落札率は96.7%となっております。

4、契約の相手方 熊本県上益城郡益城町田原2081番地28

株式会社NTTデータNJK熊本営業所

所長 江口孝博

財産の取得の概要について御説明申し上げます。

文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、本町の児童生徒1人に1台ずつタブレット端末を整備するものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。

業者選定につきましては、指名願を提出している県内の専門業者6社を指名しました。

入札は10月19日に執行し、仮契約を翌日の10月20日に行っております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第26 議案第70号 財産の取得について

○議長（宮尾秀行君） 日程第26、議案第70号「財産の取得について」を議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第70号、財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、新体操フロア購入に係る契約です。

- 1、契約の目的 新体操フロア購入
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約の金額 1,562万円

なお、落札率は96.3％となっております。

- 4、契約の相手方 熊本県熊本市北区室園町10番68号

株式会社イシヌキ

代表取締役 石抜博史

財産の取得の概要について御説明申し上げます。

JKAあしきた、ジュニア新体操クラブに貸し出していた新体操フロアが、令和2年7月豪雨により被災したため、新たに購入するものでございます。

次に、入札の経緯について申し上げます。

業者選定につきましては、指名願を提出している県内の専門業者6社を指名いたしました。

入札は11月6日に執行し、仮契約を11月9日に行っております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第27 議案第71号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第27、議案第71号「和解及び損害賠償額の決定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 議案第71号の和解及び損害賠償額の決定について御説明いたします。

令和2年7月4日の豪雨により、御立岬公園内に町が設置した防護柵を起因とする土砂崩落が発生し、隣接する樹園地、芦北町大字田浦町字大崎318番3の民有地において被害を与えました。

被害の内容は、デコボン果樹23本、モノレール本体1台、レール48メートル

でございます。この樹園地被害に関し、次の者と芦北町との間に損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

和解の相手方、芦北町大字田浦3539番地、山下俊一。損害賠償の額、294万600円。和解事項といたしまして、当事者双方は、今後本件に関して一切の異議及び請求の申立てをしないこととしております。

提案理由については記載のおりです。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

第28 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第29 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（宮尾秀行君） 日程第28、諮問第1号から日程第29、諮問第2号までの「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の2件については、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田浦 2 0 4 3 番地 4、氏名、溝下博行。

この件につきましては、令和 3 年 3 月 3 1 日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただくものがあります。

溝下博行氏でございますが、平成 3 0 年 4 月から人権擁護委員として法務大臣から委嘱され、現在 1 期目でございます。

委員として、人権相談や啓発活動に積極的に取り組まれており、引き続き御活躍いただくため、ここに議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、諮問第 2 号について御説明申し上げます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字乙千屋 1 番地 5 0、氏名、濱田美鈴。

提案理由は、前号と同じであります。

濱田美鈴氏でございますが、平成元年 4 月から平成 2 7 年 3 月まで 2 6 年間、町内外の小学校において教鞭をとられ、その間の熱心に指導は、保護者だけでなく、地域全体の信頼と尊敬を受けておられるところです。その高い人格と豊富な経験は、人権擁護委員に最適な人材と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。

以上 2 名でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから日程第 2 8、諮問第 1 号から日程第 2 9、諮問第 2 号までを順次討論を行い、採決します。

日程第 2 8、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから諮問第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号は原案のとおり適任者と認めることに決定しました。

日程第 2 9、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから諮問第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第 2 号は原案のとおり
適任者と認めることに決定しました。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

-----○-----

散会 午前 11 時 44 分

令和2年第6回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年12月3日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

第1 一般質問

（一括議題＝日程第2から日程第6まで）

第2 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第3 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第5 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（11人）

3番 林 田 燿 宏 君

4番 坂 本 登 君

5番 宮 内 道 則 君

6番 寺 本 順 一 君

7番 古 村 逸 男 君

9番 前 田 徹 一 君

10番 元 山 秀 志 君

12番 川 尻 成 美 君

13番 寺 本 修 一 君

15番 草 野 安 道 君

16番 宮 尾 秀 行 君

3 欠席議員（3人）

8番 白 坂 康 浩 君

11番 平 松 洋 一 君

14番 岡 部 恵美子 君

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長 竹 崎 一 成 君

副 町 長 藤 崎 正 司 君

教 育 長 岩 田 繁 義 君

総 務 課 長 松 本 俊 造 君

企画財政課長 川 尾 敏 浩 君

税 務 課 長 元 山 俊 治 君

住民生活課長 田 渕 耕 一 君

福 祉 課 長 内 田 照 也 君

健康増進課長 田 中 公 広 君

農林水産課長 佐 竹 貴 幸 君

商工観光課長 釜 辰 信 君

建 設 課 長 鎌 倉 博 之 君

上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	会 計 管 理 者	福 田 貴 司 君
教 育 課 長	白 坂 達 也 君	生涯学習課長	福 井 成 昭 君
コミュニティセンター課長	志 水 哲 治 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	長 崎 十三男 君	次長(課長補佐)	田 代 忍 君
--------	-----------	----------	---------

令和 2 年第 6 回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 安心して暮らせる地域づくりについて	① 7月豪雨災害に対する復旧・復興計画の策定経緯及び進捗状況、また、その概要はどうか。 ② 佐敷川、湯浦川、田浦川、吉尾川、宮浦川等の県管理河川が氾濫、決壊し農地や住宅など甚大な被害が出た。老朽化した護岸の整備、河床の土砂撤去を強く要請する考えはないか。 ③ 7月豪雨により土砂崩れや河川が氾濫、決壊し、農地が流木や土砂で埋め尽くされている箇所がある。個人ではどうすることもできず支援が必要と考える。激甚災害制度などあらゆる支援策を用いて受益者の負担がなく来年の作付けができるようにしてほしい。その考えはないか。 ④ 佐敷駅通り商店街、佐敷本通り商店街の再生・復旧・振興について、地域住民の声を基に国、県及び町の様々な制度を活用し、街並の再現をしてほしい。その考えはないか。	町 長
		2 瀬戸石ダム及び球磨川の堆積土砂と7月洪水被害について	① 球磨川流域の高田辺、海路、簀瀬、白石、小口、漆口、鎌瀬地区は国交省も堆積土砂による洪水の恐れありと認めてきた。7月洪水被害に瀬戸石ダム湖の堆積土砂がどれだけ影響を与えたと認識し	町 長

			ているか。 ② 瀬戸石ダムが水量を押し上げているのは国交省の資料でも明らかである。芦北町の球磨川流域住民の先頭に立って、電源開発に対してダムが原因と認めさせ、謝罪、補償させる考えはないか。 ③ 川辺川ダム建設で芦北町の球磨川流域の水位はどれだけ下がるのか。また、いつ完成するか分からないダムに頼るより、各集落ごとに避難道及び安全な場所の整備や瀬戸石ダム湖の河床の土砂撤去、なにより瀬戸石ダムを撤去させることが先決ではないか。その考えはないか。	
		3 新型コロナウイルスの感染防止対策について	① 全国で新型コロナウイルスの新規感染者数が11月に入り増加し、町民の中にも第3波の感染拡大を懸念する声が出ている。町は第3波の不安要素をどのように考えているか。 ② 今後、町が主催するイベントや式典における感染防止対策をどう考えているか。また、障がい者施設、高齢者施設のPCR検査体制をどう把握しているか。	町 長
2	川尻成美	1 復旧・復興計画の素案について	① 計画策定の前提として、町民に対する注意喚起や避難勧告などについて、今回の災害対応の検証をしたと思うが、その結果はどうであったか。また、排水機場のポンプの稼働状況はどうであったか。	町 長

			② 復旧・復興計画の具体策を示してほしい。 ③ 復旧事業として河川の整備、河床の掘り下げ、また、干潟の浚渫工事を望む声が多いと思うが、計画に入れ込む考えはないか。	
		2 新型コロナウイルス感染症対策について	コロナ禍の終息は未知数であり、廃業や倒産に追い込まれる商工業者が増えるのではと危惧される。 ① 本町の状況をどう把握しているか。 ② 町独自の支援策について、現在までの利用状況等はどうなっているか。また、新たな支援策の考えはないか。	町 長
3	寺本修一	1 町長選出馬表明について	① 再選出馬について、どういう思いで決意されたのか具体的に伺います。 ② 今後の新しい町づくりについて、どのような構想を描かれているか伺います。	町 長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

白坂君、岡部君、平松君から欠席届が出ております。

本日の日程は、議席に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 一般質問

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問通告者は3名です。

通告書は、お手元に配付しております。

質問時間は、従来どおり、補助質問を含めて30分以内に制限します。

それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。

なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、坂本君。

○4番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の坂本登です。通告に沿って3項目について質問いたします。

議長の許可を得まして、資料として3枚、皆さんの机に置いておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

1、安心して暮らせる地域づくりについてお聞きします。

①7月豪雨災害に対する復旧・復興計画の策定経緯及び進捗状況、またその概要はどうなっていますか。

②佐敷川、湯の浦川、田浦川、吉尾川、宮浦川等の県管理河川が氾濫・決壊し、農地や住宅等、甚大な被害が出ました。老朽化した護岸の整備、河床の土砂撤去を強く要請する考えはありませんか。

③7月豪雨により、土砂崩れや河川が氾濫・決壊し、農地が流木や土砂で埋め尽くされている箇所がある。個人ではどうすることもできず、支援が必要と考えます。激甚災害制度等、あらゆる支援策を用いて、受益者の負担なく、来年の作付けができるようにしてほしい、その考えはありませんか。

④佐敷駅通り商店街、佐敷本町通り商店街の再生・復旧・振興について、地域住民の声をもとに、国・県・町の様々な制度を活用して、街並みの再現をしてほしい、

その考えはありませんか。

2、瀬戸石ダム及び球磨川の堆積土砂と、7月洪水被害についてお聞きします。

①球磨川流域の高田辺、海路、簸瀬、白石、小口、漆口、鎌瀬地区は、国交省も堆積土砂による洪水の恐れありと認めてきたところです。7月、洪水被害に瀬戸石ダム湖の堆積土砂が被害にどれだけ影響を与えたと認識していますか。

②瀬戸石ダムが水位を押し上げているのは国交省の資料でも明らかです。芦北町の球磨川流域住民の先頭に立って、電源開発に対してダムが原因と認めさせ、謝罪、補償させる考えはありませんか。

③川辺川ダム建設で、芦北町球磨川流域の水位はどれだけ下がるのですか。また、いつ完成するか分からないダムに頼るより、各集落ごとに避難道及び安全な場所の整備や瀬戸石ダム湖の河床の堆積土砂撤去、何より瀬戸石ダムを撤去させることが先決です。その考えはありませんか。

3、新型コロナウイルスの感染防止対策についてお聞きします。

①全国で新型コロナウイルスの新規感染者数が11月に入り増加し、町民の中にも第3波の感染拡大を懸念する声が出ています。町は、第3波の不安要素をどのように考えていますか。

②今後、町が主催するイベントや式典における感染防止対策をどう考えていますか。また、障がい者施設、高齢者施設等のPCR検査をどう把握していますか。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は、質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

坂本議員の質問にお答えをいたします。

主題1の②につきましては、発災直後から河川の越水により、多くの家屋の浸水の原因となった県管理河川の復旧・復興について、強く要請を行った結果、佐敷川においては新聞に掲載されたとおり、河床の掘削や護岸の嵩上げ等の大規模改修に乗り出す方針が決定されたところであります。河川に堆積した土砂につきましては、既に佐敷川で掘削に着手しておりまして、昨日も現場に立ち会ったところでございます。湯の浦川や田浦川等、他の河川においても順次、河川掘削に着手する予定であります。今回の豪雨で被災した町内を流れる全ての県管理河川においても、十分検証を行い、河床掘削や護岸嵩上げ等の機能強化を図っていただくよう、これまでも強く要請しておりますが、今後も引き続き、県に対し強く働きかけてまいります。

次に、③の農地被害の支援についてお答えいたします。今回の豪雨災害では、農地及び農業用施設で約1,200カ所の災害が発生しております。災害の規模から、

農家の方々の営農意欲の低下が懸念されましたので、発災直後からできるだけ早い復旧と、どうにかして農家負担を軽減できないか検討を行い、その中で供用性のある農道や水路等の施設災害については、今回の被災の状況に鑑みまして、農家の負担を軽減し、復旧を加速化するための町単独の施策として、これまで3割負担いただいていた負担金を徴せず、負担金無しで工事を実施することとしております。また、圃場整備の完了直後に大規模な被害を受けた宮浦地区においては、県営工事として実施していただくよう、県に強く要望し、早期復旧と受益者負担の軽減を図ることとし、その他の大規模な被災地域においても基盤整備等による改良復旧を推進する等、多方面からの施策を検討しております。個別の対応につきましては、担当課長から答弁させます。

次に、質問の主題3の①についてお答えいたします。全国的に11月以降、急拡大している状況であるコロナ感染拡大であります。これは大変な状況下にあると認識をしております。なお、熊本県でも感染者数が増加している状況でありまして、県北や熊本市での家庭内感染や職場内感染、また施設内感染等が主な増加要因となっております。そのような状況から、熊本県は12月1日から6段階あるリスクレベルを上から2番目のリスクレベル4（特別警報）に引き上げ、感染拡大傾向にあると発表いたしました。現在、首都圏、大都市圏を中心に感染が急拡大しておりますが、先日、本町でもお一人の感染が確認されました。この先、年末年始を迎え、人の動きが増えてくると、管内または町内でも感染者が増加してもおかしくない状況であります。厳重に警戒する必要があると考えております。なお、感染を予防するためには、基本的でございますけれども、個人個人の対策が一番と思っております。これからも防災行政無線、まちだより等を使いまして、適宜、広報を行うことで感染予防を図っていききたいと考えております。

なお、残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 質問の主題1の①の御質問についてお答え申し上げます。

先の24日の行われました全員協議会において、復旧・復興計画の骨子について説明をさせていただいたところでございます。策定経緯につきましては、町長を本部長とします復興推進本部で計画の方向性を定めまして、具体の計画策定につきましては、学識経験者や住民の方で構成をします復旧・復興計画策定推進会議を設置し、多方面からの御意見を頂戴いたしました。また、被災地域の区長様等の代表者、被災された事業者様へのヒアリングも、現地に出向き行っております。概要については、先般、骨子をお示ししたとおり、被災者の生活再建、生業の再建、社会機能の回復を柱としまして、創造的復興の部分が付加する形で構成をしており、基本理

念として自然と共生する安全・安心の新しい当たり前を創造するとしてございます。今後は、被災状況のまとめ等も追加をいたしまして、パブリックコメントを経て1月中の公表を目指しているところでございます。

次に、御質問の主題3の②の前段の部分ですけれども、お答えを申し上げたいと思います。今後予定します町主催の行事等につきましては、マスクの着用、検温、手指の消毒、参加人数の制限等が必要と考えております。現在でも多人数を参集する会議等につきましては、マスク、消毒等と併せまして、分散開催を採用いたしまして、感染防止の対応を行っているところでございます。大規模なスポーツイベントにつきましては、スポーツ庁等からガイドラインが示されておりますが、要件のクリアや参加者の不安感の払拭が見通せないということでございますので、年度内の開催予定はないものと理解をしているところでございます。いずれにいたしましても、コロナ禍以前の開催方法は、現状、採用ができませんので、現課において感染状況を踏まえ、開催方法、参集範囲等、適切な判断がなされるものと理解をしてございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 質問の主題3の②の後段についてお答えいたします。

障がい者施設、高齢者施設のPCR検査体制は、当該施設において利用者等に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、施設の協力医療機関等に電話連絡し、指示を受け、必要に応じて診療、検査医療機関で検査を受ける体制となっております。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） 主題1の③の個別の対応についてお答えいたします。

農地等の復旧につきましては、農家個人や町での対応で復旧可能な小規模な被災箇所につきましては、町単独補助により、出来る限り来年の作付けに間に合うよう、随時対応しております。また、国の補助を受けて実施する大規模な災害につきましては、年内、災害査定を受け、その後、実施設計、工事発注というスケジュールになります。復旧が土砂撤去のみ等の簡単な施工で完了する場合は、来年の作付けが可能な農地もあるかと思われませんが、河川の決壊を伴う災害等、被災の状況によってはどうしても復旧に期間を要する箇所もあると考えておりますので、関係機関と連携し、早期復旧に努めてまいります。

受益者の負担率につきましては、激甚災害指定を受け高率補助となり、現在のところ、農地で96.3%程度を想定しており、残りの3.7%程度につきましては、個人の財産でもあることから負担していただくこととしております。なお、施設災

害につきましては、負担金無しで1日も早い復旧・復興を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 質問の主題1の④についてお答えしたいと思います。

先の24日に行われました全員協議会において説明いたしました復旧・復興計画の具体的施策に、暮らしを支えるしなやかな町をつくるという項目がございます。その中におきまして、街並みの景観等の整備では、被災した地域等の復旧にあたり、防災機能の向上だけでなく、住み慣れた地域にさらに愛着をもてるよう、景観に配慮した温かみのあるまちづくりを推進することとしております。

商店街の活気を創出する取り組みとして、空き店舗の活用に対する支援や街路灯の設置を支援する等、活気ある商店街の形成を図り、地域の活力や安全・安心につながる景観整備を検討してまいります。なお、財源につきましては、既存の補助制度を活用しながら、新たな財源確保に向けた要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、質問の主題2の①についてお答えいたします。坂本議員の御指摘は、定期検査での指摘事項を言われているかと思えます。国土交通省八代河川国道事務所に確認したところ、令和元年度の定期検査ではこれまでの定期検査に比べ一定の改善がなされたとの判断であったと聞いており、引き続き、堆積土砂の撤去を推進するように指導しているとのことでありました。

7月豪雨災害に係る瀬戸石ダムの状況につきましては、ダム管理者である電源開発で調査中と聞いておりますので、堆積土砂がどれだけの影響を与えたかについては、その調査結果を待ちたいと考えております。

次に、②の質問についてお答えします。坂本議員御指摘の資料とは、現在配付されておる資料だと思いますけれども、令和2年10月20日に国交省のホームページに掲載された資料かと思われます。内容としましては、今次洪水で大幅に計画を超える水量が球磨川全域に流れたことを示すものであり、瀬戸石ダム同様の河川横断工作物である多くの橋梁も被災、流失するような状況下にあったと認識しております。7月豪雨災害に係る瀬戸石ダムの状況については、電源開発で調査中でありますので、御質問の点については考えておりません。

次に、③の質問についてお答えします。現行計画の川辺川ダムが存在した場合の効果については、令和2年10月6日に開催されました第2回球磨川豪雨検証委員会の中で白石地区ほか3地点において、今次洪水における水位から1.5メートル程度低下すると推定されるとの報告がございました。

また、令和2年10月27日に開催された球磨川流域治水協議会において、河川の流域における関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、流域治水のために情報共有検討を行い、今後、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めていくということを確認したところであります。

また、球磨川本川・支川の堆積土砂については、先日、国・県からも発表されたとおり、撤去を進めていくこととされております。なお、ダムの撤去要望については、現在のところ考えておりません。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 再質問をいたします。

まず、安心して暮らせる地域づくりについて、①の復旧・復興計画の問題は、町長を先頭に全職員が一丸となって、やるべきことを全力で取り組んでください。

③の農地の受益者負担無しの作付けについては、答弁の個人の財産という課題は熟知たる思いですが、町長と思いは一緒ですので、100%公費負担できるよう、知恵と力を尽くしていただきたいと思います。

②の県管理河川について、住民の声を紹介します。お聞きください。「決壊した佐敷川の近くに住んでいます。7月4日朝4時過ぎに川の水位が上がり、雨音が激しく目が覚め、外を見ると七瀬橋と相川橋に大量の流木が橋の欄干に詰まり、水と流木が護岸を越えてあっという間に自宅の1階部分が浸水した。2階に避難したが家ごと流されるかもしれないと恐怖でいっぱいだった。来年から毎年、このような大雨が降ると思うと、川に溜まった土砂を八幡地区から白岩地区周辺まで、毎年撤去してほしい。護岸も古くて危険な箇所が多いので、早急に対応してほしい。」という声です。先ほど、町長の答弁でもありました。県に対して氾濫・決壊の検証を求めているということですので、検証結果と県の管理河川復興計画が出来次第、町民に周知していただきたいと思います。

④について、佐敷駅通り商店街、佐敷本町通り商店街の再生、復旧、振興について、2回目の質問をいたします。住民の声を紹介しますのでお聞きください。70代の御夫婦の方です。「今度の水害で家は全壊、住めなくなった。命はどうか助かったけど、町の商店が全滅してしまった。子どもの頃からこの辺りの商店街は佐敷の中心で、災害前までは私たち年寄りにとっては必要なものは歩いて全部買いに行ける商店街やった。店から店に散歩がてら、買い物ついでに店の人と世間話をしたり、お茶を飲んだりして、それぞれの店とのつながりが嬉しくて好きでした。病院もあるし、郵便局もあるし、昭和の街並みも気に入っていたので、みんな大変と思うけど頑張って再開してほしいです。とっても素晴らしい街並みです。」

次は、50代の方の声です。「佐敷駅通りは、芦北の玄関口で、スーパーもあり、

夜は居酒屋さん等も多く、仕事の疲れをいやすコミュニティの場所でもあります。しかし、歩道が狭く、安全面が今一です。おしゃれなデザインの街路灯は設置してあるが、ほとんど明かりが点いていなくて、暗くて危ない。高速道路が夜間工事のため、通行止め期間は車の通行量が多く、重大事故の危険性が高いと思う。すぐにも街路灯は点くように支援してほしい。」という声です。

町長にお聞きします。これらの声に応えて提案します。佐敷地区の佐敷駅通り商店街、佐敷本町通り商店街の再生、復旧、振興は、地元住民にとっては強い思い入れがあります。街路灯については、すぐにもできると思います。先ほど、答弁でもありました。また、地元住民や関係者と十分な話し合いができる復興協議会をつくる考えはありませんか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まず、農地災害の受益者負担の件ですが、災害救助法適用外の農地、あるいは作付けを一刻でも早くしたいというところにつきましては、70%補助実施をしておるところで、この補助制度そのものが他の自治体にはそういう制度でありまして、特に受益者負担の原則というのがございます、それに則ってやっておるわけでございますが、このような未曾有の大被害を受けたところで、負担のやはり厳しさは私も十分ですね、共有をしておるところでございますけれども、今後いろんな知恵を絞ってみたいかということでございますので、検討はしてみたいと思っております。

それと、町民の皆さんへの復旧・復興状況の周知でございますが、これもきちんとですね、皆さんが安心して過ごしていただきますように、あるいは明日に希望が持てるようなこと、そういう明るい情報につきましてもですね、どんどん周知を検討してまいりたいと思っております。

それから、佐敷駅通り商店街、そしてまた佐敷本町通りの商店街の件でございますが、これは担当課がもう既に検討に入っております。歩道等につきましては、この用地の問題もございますし、少し時間がかかるような思いがいたします。街路灯につきましても、先ほど申しましたように、担当課のほうでですね、検討しておりますので、答弁をさせたいと思います。

また、復興協議会等につきましてはですね、どうしたらいいかということで、検討はしてみたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 街灯の件でお答えを申し上げたいと思いますけども、もう既に駅通り商店街についての街灯設置について、国庫補助を受けられないかというようなことで資料提出をしているところであります。これが採択されますと、

また次の機会の予算においてですね、対応したいというふうに考えておるところであります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 駅通りの街路灯は、今現在も先ほどの住民の声にもあったように、おしゃれなですね、何かこう良いのがいっぱい付いているんですよ。しかし、電気が球切れか何か知らんけど、ほとんど点いてないんです。だから、新たに設置するという無駄遣いよりも、あれを点くように、あと電球をちょっとおしゃれな街路灯なので、あまり眩しくないとか、ちょっと色合いなんかもよく協議して、お似合いのやつにしてほしいなと思います。

あとは、農地復興等はもうほぼ町長と思いは一緒ですので、とにかくやっぱりもう町民の側に立ってですね、町民の皆さんの声を主体に、もう復興に全力を挙げていただきたいと思います。

瀬戸石ダムの問題について再質問をさせていただきます。①について、今年はB判定、今年というか、直近ではB判定で少し上がったというような答弁がありましたけど、もう全然知った上で質問はしていますので、しかしまだまだ土砂は溜まっているということで、芦北町球磨川流域はまだまだ国交省も指摘をしているところです。実際に、簔瀬や和田口付近は道路等の冠水で陸の孤島と化す等、被害が繰り返されてきたことは、私が何度も一般質問で取り上げてきました。皆さんも承知の事実です。これまでの被害も含め、堆積土砂の量と水位の上昇の関係、またこのことにより水害の危険性について、芦北町としてはこれまで調査、照会等を行ってきましたか。全てが国、電源任せでしょうか。独自にはやられたんでしょうか、担当課長。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 先般、坂本議員も御一緒に瀬戸石ダムの検証をお願いしたいというようなことでお出でいただきました。その折に、そういう要望もございましたので、国土交通省八代河川国道事務所、あるいはその電源開発につきましてはですね、こちらから出向きまして、早く検証してほしいと、そして公表してほしいというような申し入れは直接行ったところであります。ただ、その実際、この災害が起きた後の河川の実証をですね、町がする能力というのは持ち合わせておりませんので、これにつきましては国あるいはそのダム管理者のほうにお任せしたいなというふうに考えているところであります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 電源開発、国、双方にですね、要請はしている、要望はしているということですので、引き続きですね、やっぱり犠牲者も出ていますので、やっ

ぱり他人事じゃないと、やっぱりそういう気構えで頑張っていたきたいと思います。

町長にお聞きします。2回にわたる検証委員会に竹崎町長は出席されています。検証委員会では、7月4日球磨川豪雨による水害において、瀬戸石ダムの存在がどのような影響をもたらしたのかについて検証がなされなかったのかを明らかにすべきだと思います。事実は検証委員会資料を見る限り、全く触れられていなかったと思われます。瀬戸石ダムの存在が影響を与えたと考えられる範囲では、5人の方々が犠牲になっておられます。芦北町球磨川流域1名と行方不明1名を含みます。町長の立場からすれば、そのような事実を前に、瀬戸石ダムについての検証が全くなかったことに疑問、異論を唱え、その点について検証を求めるべきではなかったでしょうか。そのような発言等を検証委員会でしたのですか、しなかったのですか。したのなら、どのような内容ですか。瀬戸石ダムについて、発言をしなかったとすれば、なぜ犠牲者が出ているのにしなかったのですか、その理由をお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えいたします。

検証委員会ではですね、球磨川流域全体についてですね、しっかりと検証し、科学的な検証をしですね、多くの方が納得するような方向を出してほしいという旨の発言はいたしました。それと、二度とこういうことが起きないように、出席者全員がですね、責任と覚悟をもって臨むべきだということで、その全体的な中にこれが瀬戸石ダムの件も包含しておるわけであります。

検証委員会では発言しませんでした、個別に国交省あるいはダム関係者と会うときには、そのことは申し上げております。先ほど課長が言いましたようにですね、検証する立場にある方々の結果を待ちたいと、そのように申し上げておるところであります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 国の管理区間である以上、その管理責任を問うことを求めることは、町長も必要性は十分わかっていらっしゃると思います。検証もするように要請しているということです。やっぱり引き続きですね、このやっぱり瀬戸石ダムの影響の検証、やっぱり公表というのは、もう本当にやっぱりこの球磨村も含めてですね、やっぱり5人の犠牲者が出ているので、もう絶対必要と思います。

それと、②の瀬戸石ダムが水位を押し上げているというのは、国交省の資料、参考資料の国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所のタイトルでアップされているものです。それを皆さんにお配りをしています1枚目ですね。これが分かりにくくてですね、2枚を重ねた資料に、県民の会の山野さんがそれらをもとに作成さ

れたグラフを、皆さんにお配りしています。真ん中の継ぎ目のところの瀬戸石ダム
の場所の水位が上昇していることが分かると思います。こういうことから、やっぱ
りこのダムがどういうふうな影響を与えたのかは、引き続き検証と公表を求めてい
ってもらいたいと思います。先ほど答弁は町長からありましたので、これはもう答
弁はよろしいです。

③について、川辺川ダム建設で芦北町球磨川流域の水位はどれだけ下がるのかと
いう点ですが、国交省資料、川辺川ダムが存在した場合の効果について（水位中流
部）、これら資料を私自身も確認した上で質問をしています。答弁では、先ほど1.
5メートルというふうに言われました。この資料にも、平谷川合流地点、吉尾川合
流地点等々ですね、先ほど言われたとおりです。私もそれを確認した上で質問をし
ています。

そこで、町長にお聞きします。地球温暖化による気候変動のもと、今回の豪雨災
害を引き起こした線状降水帯が、この5年から10年の間、発生、到来しないと考
えていますか。また、川辺川ダムが供用開始するまでの間、先ほどは大雑把にいつ
完成するか分からないというふうに表現しましたが、5年から10年というのが一
般的にはされていると思います。その間、具体的にはどのような対策を話し合われ
ましたか、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 線状降水帯の予測は、専門家ではございませんので分かりませ
んけども、ただ経験的に申し上げますと、線状降水帯による、そしてまたその停滞
した箇所によるですね、被害は今後頻発化するであろうというふうに思います。そ
れと、激甚化するという、その思いは持っております。従いまして、もし来年
といいましてもですね、あと8カ月後がもう雨季に入るんですよ。ですから、もう
1年ないわけでありましたが、8カ月後にこれが来ないとは限らないわけでありま
す。あるいは2年後に来るかもしれません。そういう思いでおりますが、ただ復旧・復
興工事は、すぐには出来ませんので、まずはですね、できることは全てやるという
姿勢で、町もそうでありまして、県・国にもそういう要請をしておるところであり
ます。そして、その1日も早い復旧・復興計画を町民の皆さん方にお示しすること
で、将来に対するですね、安心感とか備えとかですね、そういうものがですね、醸
成されていくと思いますので、まずはやることはやる、そして将来の方向性をきち
っと示していくと、このことに尽きると私は思っております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） ここで瀬戸石ダム湖周辺住民の声を紹介します。高田辺地区住
民の声です。「7月4日、電源開発の関係者が朝7時前にゲートを全て全開にして、

命からがら公民館に避難してきた。電源開発にはお世話になっている人も地域にはいるので言いにくかったけど、ダムがなかったらダムの基礎部分が川底を上げ、8メートル近くは下がると、それぐらい土砂が溜まっている。ダム湖周辺でも犠牲者が出ているし、この規模の大水のときに、このダムは流れを妨げる障害物そのものでしかないことがはっきり分かった。この際、瀬戸石ダムを撤去することも考えていいのではないかな。何のしがらみや電源開発に気を使わなくていいのなら、地域の人の本音は子どもの頃の魚がいっぱいいて、魚釣りや泳いで遊んだり、暮らしと直結していたきれいな流れのある川に戻してほしい、これが本音です。」という声です。高田辺住民の方は、資料の2枚目の写真と3枚目の写真を提供していただきました。

海路地区住民の声です。「朝5時頃、夜中から降り続く異常な雨が心配になり、車を安全なところに移動させようと外に出たら、球磨川の水が堤防を越える寸前だった。これは大変なことになると直感し、危険を回避するために、集落の人たちを叩き起こし、少し高いところにある家の2階にみんなで避難して命が助かった。この集落の人は、私も含めてここには戻って来るかは分からない。生まれ育った場所を離れることは不安と寂しさでいっぱいです。瀬戸石ダムをなくして、自然豊かな球磨川を取り戻し、いつの日か故郷に戻ってきたいと思います。」という声です。

白石地区住民の声です。「生まれ育った白石で住み続けるために、今以上に道路と宅地の嵩上げが必要。今回の水害に少なからず影響を与えたと思う瀬戸石ダムを撤去して、うなぎがいっぱい捕れていた子どもの頃の清流球磨川に戻してほしい。国交省は球磨川の管理者として、地区に入り、被災住民の声を直接聞いてほしい。」という住民の声です。

町長にお聞きします。この住民の切実な声と要求を今紹介しました。今後、必要なだけ現地に入り、各集落ごとの被害状況、復旧・復興に向けて住民皆さんと向き合い、要望・意見をしっかり聞き、何が必要か調査、掴んでください。その上で各集落ごとに、町でやれることは町で実施する、先ほど町長が答弁されました。できることは何でもやる、できないことは県や国に要望すると言われました。その通りだと思います。この集落は、住民がいなくなる可能性がある海路、小口、漆口地区の集落を守ってください。これらを踏まえ、お配りしている資料の3枚目の写真をご覧ください。瀬戸石ダムそのものが洪水時、明らかに川の流量を阻害している建造物であることが見て分かると思います。コンクリート部分、コンクリートの門柱、柱の部分、全て左端に寄せたと想像してみてください。川の半分は塞ぐことになります。そして、川底にも巨大なコンクリートの壁になっています。流量が流れる範囲が本当に少ない、洪水時には、今度の洪水の被害はこれを見れば一目瞭然だと思います。

います。

そこで、私がお聞きした住民に共通して言えることは、洪水時に球磨川の流れを阻害する障害物である瀬戸石ダムを撤去させ、清流球磨川を取り戻すことを要求します。7月豪雨で瀬戸石ダムが影響したと考えられる洪水で、犠牲者を出し、家や生活用品等、財産を全て失った住民の切実な声を受け止め、町長自身、町民を代表する政治家として、電源開発に対し、瀬戸石ダムの撤去を要求してください。その考えはありませんか、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 以前もお答えしたことがございます。ダムによらない安全な治水対策が講じられれば、これに越したことはないわけでありまして、そういう自然を守っていく、環境をきちんと保全していくという思いは全く一緒であります。そういう中で、人の生命・財産を守りながら、どういう策を講じていくかということ、私はもう手段は選ぶべきではないというふうに思っておるわけですが、ただいま御指摘の件につきましては、今後、科学的な検証が進められていくと思いますので、それらがまた方向性を決めるときの、これが参考になっていくのかなというふうに思います。

地域住民の方々等ですね、いろんな思いについては、私も個別にですね、伺ってはおるところでございます。御指摘のとおりですね、心境でおられます。もうある集落は、全くもう夜、灯もともらない状況でございます。それに関しては、個別、具体的にですね、推進本部のほうで対応しておりますので、総務課長より答弁をさせます。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

ただいま坂本議員、御指摘をいただきましたように、今回の災害でコミュニティが崩壊して、やっぱりコミュニティの再建というものはですね、本町の復旧・復興にとりまして、大きな柱の一つであると我々も認識をしております。特に球磨川流域は、大変孤立しやすいという地形でもございますので、その中でどう命を守っていくかということについて、我々もですね、議論を重ねているところでございます。

ハード面におきましてはですね、国・県のほうが検証結果に基づきまして対策を実施されていくというふうに思慮しておりますけれども、我々もですね、やはり命を守るためにはどのようにして、その住民の方にですね、そういう意識を持っていただくかということが何より重要であるというふうに考えておりますので、やはり我々ができることは、やはりソフト面の支援策を充実をさせていくことだろうとい

うふうに思っておりますので、情報伝達等々も含めてですね、今後検討し、具体の事業の御提案をですね、させていただきたいということで、現在、作業を進めておりますし、また復旧・復興プランの中にもですね、やっぱりつながりから生まれる地域の底力ということで、災害に強いコミュニティ形成を図っていくという項目立てを一つしてございますので、その思いをですね、しっかり施策に反映をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 町長、言われましたように、検証委員会等で瀬戸石ダムの検証もなされる。また、今後行われる検証委員会では是非ですね、瀬戸石ダムのことについては、地元の町長として、やっぱりものを言ってほしい。そして、やっぱりあれはその写真を見ていただければ分かるようにですね、その2枚目の写真はそれは6時半頃ですので、9時半、10時半ぐらいが一番高く水が上がって、一番左のゲートの黒い部分のところまで来たという。4枚の黒いところ、下の3分の1程度、それは全部隠れたというようなことをおっしゃっていました。だから、これはですね、もう本当に百害あって一利なしと、命を守るためにはこれはもう本当になくしたほうがいいという代弁者にですね、相手が大企業と国ですけれども、町長は芦北町町民の本当にやっぱり先頭に立って、やっぱり言いにくいことも政治信条として、やっぱり言ってほしい。このことを要求しておきます。

次に、新型コロナ感染対策について、再質問をします。新型コロナ感染対策については、第3波の不安要素、イベント、式典における感染対策、高齢者施設等、PCR検査について、それぞれ答弁されました。

そこで、住民の声を紹介します。「コロナ、コロナって、大騒ぎしとるけど、東京や大阪等、大都市と観光客の多い観光地の話じゃないの。田舎にはあんまり関係ないと、この頃考えるようになってきた。ただ、大都市に遊びに行きたいとは思わないけどね。コロナが話題になり、1年近くになり、だんだん俺自身、危機感がなくなっていると思う。こんな思いじゃ本当は駄目なんだけどね。」という40代の男性の声です。

担当課長にお聞きします。私自身も7月豪雨で被災し、新型コロナ感染症に対して危機意識が薄れてきてたのは事実です。共通して言えることは、ワクチン接種はまだ承認されていないもとで、町が関係する全ての行事に対して、徹底した感染対策を実践し、行動で示し、もう一度全ての町民が気持ちを引き締め、新型コロナウイルス感染防止対策について真剣に考え、正しい知識を知ることだと思います。町として、徹底した感染対策の実践及びもう一度町民一人一人が自分でできる感染防止対策の知識と方法を周知徹底していただきたいが、担当課長、いかがでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 田中健康増進課長。

○健康増進課長（田中公広君） お答えいたします。

広報につきましては、まちだより、防災行政無線、防災行政無線につきましては、現在も流れておりますけれども、適宜行っているところでございます。また、イベント、町が実施します事業につきましては、感染対策をしっかりとっておるところでございます。例えますと、町の健診が10月にございましたけれども、そこでは1時間当たりに入ります人数を制限をいたしまして、一人一人検温をして、お一人お一人手指の消毒をしていただいて、会場の中に入ってくださいと。ですから、会場の中に入ってください人数も制限をするというようなことで、約4,000名の方が受けられましたけれども、そういった形で実施をしたところでございます。それに対しましても、非常に町民の皆様からも、こういった施策を取っていただくと非常に安心して受けることができますというようなお声もいただいたところでございます。今後も広報をしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 私を含めですね、やっぱり油断というか、ちょっと何か慣れてきたなというか、やっぱりそういう人が、やっぱりいると思うんですね。だから、やっぱりそこに徹底的にもう何ら変わっていないんだと、そういうですね、周知をしていただきたい。当然、町がやっている行事に対しては、厳しい、やっぱりそういうふうにはですね、感染対策が行われているというのは承知しております。

もう一人の医療関係者の声を紹介します。「新型コロナ感染が発生した際、同じ施設にいても濃厚接触者ではなく、無症状の人等、県の検査対象にならなかった人等、また感染を広げるのは無症状の感染者です。本人に自覚症状がなく、普段通りの日常生活を繰り返し、過ごすことで、感染を広げている可能性があります。」という医療従事者の声です。

町長にお聞きします。65歳以上の高齢者や基礎疾患のある人や、身近で感染が発生した際、そこにいたけど濃厚接触者ではない等、県の対象から外れた人も、希望者は無料でPCR検査を受けられるようにすること。もう一つは、介護施設、学校、障がい者施設、保育園等で感染が発生した際、これまで感染対象にならなかった人も、その施設の利用者及び職員の希望者は無料でPCR検査を受けられるようにすること。この2点を提案します。

芦北町の感染拡大を抑制するには、積極的にPCR検査を行って、感染者を保護することが重要です。今後、芦北町でこれらの福祉施設や身近で感染が発生した際、公費でPCR検査を受けられる人以外の感染対象や県の検査対象にならなかった人

のPCR検査の費用を町が全額補助して、施策の一步前進を図ってください。町長の政治決断を求めます。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 御指摘のお気持ちはもう十分理解できます。研究をさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 全国、まだ数少ないですけど、財源の厳しいというところもありますけど、やっておられる自治体もありますので、芦北町は財源がまだまだ、大分使ったと言われますけれども、まだ7億円ほど、まだあるということでもあります。こういうときに使うために、今まで貯めてこられたと思いますので、財政調整基金の活用等をして、是非実施されるようお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の質問が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） 一般質問、2番でございます。

今年も余すところ1カ月を切ったわけであります。皆さん、今年は時の過ぎるのが早いというふうに感じられませんか。本当、振り返りまして、1月末には新型コロナ感染者が出まして、追って拡大がされ、本当、コロナに振り回された1年でもございます。また、輪をかけて、7月には未曾有の豪雨災害、本当、不眠不休の中ですね、関係各位、特に町関係者も心労が大きかったろうというふうに思っております。

そういう中で、今定例会におきましては、2つの問題について質問をいたします。一つは、7月豪雨災害による復旧・復興計画の素案についてであります。先日、総務課長が言われましたように、骨子のほうを説明をいただきました。こういう見出しですね。基本、そして計画書等、抜粋で説明をいただきました。

質問の一つは、先日、全員協議会での本町の復興計画の骨子については説明がありましたので、復旧・復興の3つの柱による創造的復興に向けた取り組みがなされ、必要な取り組みとして5つの基本目標を計画されております。芦北町総合計画（第2次）を一步踏み込んだまちづくりを目指す計画と理解し、大いに期待しているも

のであります。

そこで、1点は、復旧・復興計画策定の前提として、町民に対する注意喚起や避難勧告等について、今回の災害対応の検証をされたと思いますが、その結果はどうであったのか。また、考えられます排水機場のポンプの稼働状況はどうであったのかであります。

2点目は、復旧・復興計画の具体策を示してほしいのであります。また、この計画には調整中とかがありますので、具体的な事例がまだ記載されていないことありますが、分かるだけの範囲でですね、示してもらいたいと思います。この計画は、やっぱり重要施策が大事でありますので、その点、2点目の質問であります。

3点は、復旧事業の中で、先ほども坂本議員が言われましたように、河川の整備、河床の堆積した土砂の掘り起こし等は言われましたが、私はこの下流における干潟がありますが、干潮になると流木が沈み、堆積した泥が相当の数量になっております。これは県の管轄もありますので、連携した取組事業を計画する必要があると思います。時間も要する問題であり、早急に計画を実施されたら、非常に進むのではないかというふうに思っております。

次に、第2の質問は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。今年1月下旬頃から、日本では新型コロナウイルス感染症が確認され、指定感染症に指定されております。全世界に猛威を振るっておりますし、コロナ禍の収束は未だ未知数であり、廃業や倒産に追い込まれる商工業が増えるのではないかと危惧するものであります。そこで、本町の現状をどう把握されておられるのか、まず質問をいたします。

2点は、町独自の支援策について、現在までの利用状況も含め、お答えいただければというふうに思います。また、新たな支援策の考えはないものか、質問するものであります。

以上申し上げましたが、町民の不安も募るばかりであります。明快な具体策を期待を申し上げ、登壇しての質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

主題1の③の質問につきましては、発災後から球磨川の治水問題がクローズアップされました。本町も球磨川と接し、死者、行方不明者、家屋等の被害も数多く発生しておりまして、国や県が主導する中で、一刻も早い治水対策が望まれていると考えております。

一方、今回の災害では、佐敷川、湯の浦川、田浦川等の県管理河川の氾濫に起因

し、多くの建物被害や人的被害が発生いたしました。浸水面積は熊本県の推定で492ha、これは人吉市に次ぐものでございます。浸水家屋も約2,000棟に及んでおります。このことを捉え、早期の段階から熊本県に対し、堆積土砂の撤去、河床の掘削、堤防強化等、河川の安全度向上のための要望を累次にわたり行っております。その結果、佐敷川の治水対策として、支流と併せた改修費25億円の確保、5年間で計63億円を投じる方針で、堤防嵩上げや引堤、河床掘削等、抜本的な対策を検討する旨、県担当部局から説明を受けております。なお、昨日、国交省のほうから連絡がありましたが、これらの63億円とは別に、改良・復旧事業費として3億4,000万円付きました。これは、今、掘削工事が始まっております白岩のあの下流の部分の掘削とまた別の事業でありまして、これが同時に進行するということになりまして、これは護岸の強化とパラペットを上げると、嵩上げをするという事業でございまして、全国24カ所の河川に適用されておりますが、23カ所につきましては堤防が決壊した河川であります。本町は決壊しておりませんが、この予算を取り付けたところでございます。関係者の皆さん方の御配慮にですね、感謝をいたしておるところでございますが、これでまたよりスピード感が増したというふうに心得ておるところでございます。

また、漁場環境の向上に伴う干潟の改善につきましても、計画で記載しておりますが、何よりも実現に移すということが肝要でありますので、早期の完了を目指し、強い意志をもって要望活動を進めたいと考えております。

なお、資料を拝見させていただきました。その件につきましては、事務局レベルで交渉をしておりますので、担当課長から答弁をさせたいと思います。含めまして、残余の質問につきましては、それぞれの課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 質問の主題1の①の御質問についてお答え申し上げます。

勧告等の避難情報の発令につきましては、町の発令基準に基づき行っております。避難所については、前日、3日の18時には予防的避難所として5カ所開設をしていたところでございます。一方、当日、3日でございますけれども、夜半までの雨量の状況から、避難行動には結びついておらず、この点の改善がですね、やはり課題であるというふうに認識をしてございます。

改善策につきましては、警戒レベルと発令基準の見直しや、新たなツールの確保によります情報発信の重層化に取り組んでまいりたいと考えております。また、自主防災組織と連携しまして、即刻避難の意識醸成、避難行動の習慣化等、命を守る行動に直結するよう、総合的にソフト面の充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

次に、②の御質問についてお答え申し上げます。先般開催されました全員協議会におきまして、復旧・復興の方向性や考え方を示す復旧・復興プランについて、骨子を御説明をさせていただきました。今後、記載内容の調整は、その時点で川尻議員からも御指摘をいただいておりますので、今後、調整を今行っているところでございまして、これに被災状況のまとめを付加してですね、パブリックコメントも経た上で1月中の公表を今目指して作業を加速しているところでございます。

なお、具体的な事業につきましては、実施計画書を先般も説明させていただきましたけれども、実施計画書を作成し、進捗管理等に活用する計画でございます。実施計画についてはですね、災害査定の結果等の記載も必要になってまいりますので、今後、作成に向けてですね、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 質問の主題1の①後段、排水機場のポンプの稼働状況についてお答えします。町内には、町の排水機場が9カ所、県の排水機場が3カ所あり、災害前は全てが問題なく稼働しておりました。今回の災害時での稼働状況でございますが、小田浦の町と県それぞれの排水機場と、花東排水機場が想定外の雨量により浸水停止、また芦北第2ポンプ場と計石排水機場が停電により停止しました。なお、残り7カ所については稼働していた状況でございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） 質問の主題1の③後段、干潟の浚渫工事についてお答えいたします。干潟の浚渫につきましては、漁場の整備、安全な航行を確保するため、今後、県と協議を進めてまいります。

なお、支障となる流木等につきましては、県に要望を行い、12月中に除去するとの回答を得ております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜辰信君） 質問主題2の①についてお答えいたします。本町では、現時点でコロナ禍による町内事業者の倒産や廃業は聞き及んでおりませんが、町外に本社を置くカラオケ店の撤退等がっておりますので、今後の状況を注視してまいります。

次に、②の質問についてお答えします。町独自の支援策については、11月30日現在で、事業継続支援金203件、2,720万円、家賃等の支援金94件、1,

228万円、新しい生活仕様ビジネス展開事業補助金11件、331万7,000円の申請がっております。

飲食店応援事業につきましては、第1弾のクーポン券を5月に発行し、24店舗の参加で594万7,000円の換金を行いました。第2弾のクーポン券につきましては、11月に発行しています。11月30日現在で、町内の飲食店36店舗が参加し、うち25店舗から補助金分の支払い請求があり、総額544万9,000円を支払っております。

また、利子補給補助金については、熊本県特別資金借入金総額は129件、13億7,900万円となっており、今後5年間、利子補給を行っていきます。なお、本年度分の利子補給額は、先日、12月補正予算で議決いただきましたとおり、1,200万円を予定しております。

新たな支援策については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の動向を見ながら、必要な支援を必要な時期に行っていきたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、第1の質問からいたします。復旧に際しましては、鋭意努力をしておられるのは感じております。私はいつも、何か起きた場合、原因があるというのはもう当然のことで、それを検証しないと次の段階に成果として現れないという理論はもう当然のことでもあります。危険を伴う職業でございますのでそうありますが、まず町長、この豪雨に対して、率直に言って想定外だというようなことで言い切れるでしょうか。それとも、やっぱりもうずっと前からですね、昭和57年もそうでありましたし、たまたま新聞に載っているんですけども、この温暖化の影響でというようなことで、2018年の西日本豪雨、瀬戸内海に起きた頻度としては68年に一度という想定が検証されております。しかし、地球温暖化の影響としては、21年に一度に増加するというような見直しがずっとされておりますね。だから、この球磨川の雨量を見てみますと、毎秒7,000トンを上回ったということで、考えられない毎秒7,000トンという、80年に一度というようなことで載っておりますけども、果たしてやっぱりこれをしたとき、私はなぜポンプは働いとったのかなというのを今お伝えしたんですけども、現に私も3時半から、ある方の救出作業が消防団に入ってきましたので、一緒に動いております。そして、救出した後にポンプ場、元同僚でしたのがポンプ管理人で、汗だくでやっております、私もおりました。そこで第2波が来て、私も被災しようと思いましたけども、無事ケガもなく、車の損害もなく、良かったんですが、そういうことで、ポンプの稼働をしてもどうにもできない状況ということで、知事が来られたとき、うちの地域の区長が、何かあと1台入れてくれとか何か言ったそうでございますけど

も、入れてもどうにもできない状況じゃなかったのかなというふうに思います。先ほど聞いた中では、稼働しなかったのが花西とどこですか、小田浦ですね。計石もやったですかね。何か停止したというところであつたんですけども、やっぱりそれは原因、少しでもやっぱり原因があつたというふうに思います。早くポンプの管理人に、もう3日の日から待機なら待機させるとか、そういうのは私はやるべきじゃなかったかなというふうに、もう後の祭りですけども、そういうのも考えられます。

そして、北区のポンプ場においては、橋本川が氾濫したからこそ、普通、3号線の木村林業の近くしか浸水しないんですけども、今度は私の事務所の近くも、事務所もですけども、床上浸水になりましたよね。これは橋本川のポンプアップが逆流している、ポンプ場の下流が、河川が埋まった原因というのがあるんです。これは前から、橋本川の河川の山伝いは、やっぱり整備してもらうように言ってあつたと思いますから、しかしながら、それが出来ていなかったのもで崩落して川がつぶれた、そういう原因も考えられます。そういう原因を明確にすれば、事前にやっぱりいつ起きてもいいように万全を尽くすというのが、私は行政のやる仕事というふうに思うんですよね。起きてから復旧するのは当然のことですけれども、町道においてもそうだと思います。果たして、崩落したところが万全であつたのか、水がつく道路になってしまっていやせんか、そういうのを検証しなければですね、次を防ぐことはできないと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まず、予測できたのかということでもありますけれども、未曾有の大水害であります。未曾有というのは、出会ったことのないことでありますので、予測はできませんでした。これを予測できた人は、恐らく一人もいらっしゃらなかったと思っております。役場も一時孤立しました。ここが孤立するということは、かつてなかったことでありますので、その間ですね、いろんな情報がどんどん入ってきましたが、手も足も出ない事態がですね、しばらく続いたわけでありまして、それから初動に入ったということでありまして、これについてはですね、予知予測はできなかったということでもあります。ただ、今般の災害から多くのことを学んだわけでもありますので、次へきっちりと検証を進め、つないでいきたいと思っております。

また、個々の今、具体例を申されました。これは芦北町だけのことでなくて、全国にいわれることであります。そのために国土強靱化法ができて、度重なる災害でですね、さらにそれに改正を加えながら、今日に来ておりますが、その国土強靱化法に基づいて、先ほど申しました白岩の3億4,000万円は付いたわけでありますので、そういうことで、これまでは災害が起きてからやるということでござい

ましたが、危険ゾーン、イエロー地区、レッドゾーンあります。これらもですね、これも全国的に未整備でありますので、今やですね、全国の自治体が、いわば予算をですね、要求をですね、それぞれが展開しよるところでございますけども、さらに今回の災害を経まして、国も県も地方のですね、それぞれの自治体も、また新たなフェーズでこれに取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。今後ともですね、いろいろと御提言を賜れば有難いと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今、気象庁のほうも早く警戒、避難勧告等、この前の超大型台風10号のときには、2日前ぐらいから、みんな慌てて避難する、ホテルが満杯であったとかありまして、備えあれば憂いなしというのはこういうことかなというふうに思いますが、そういうことでございましたので、やはりそういう体制をですね、やっぱり総務課の危機管理の中ではやる、消防団も含め。そして、今回のこの水害において、運よく被災者、死亡災害とか、ケガとかがなかったのが、本当よかったなというふうにもう感じておりますが、しかし総理大臣も言われます言葉の3文字熟語がありますけども、自助・共助・公助という形、これはやっぱりどっちが先かじゃなくて、やはり並行してやりにゃいかんということで、自主的なというのが、やっぱりこういう災害が起きてみないと分からないのが実例とは思いますが、やっぱり口やかましく言わないといけない。また、いつも私も一般質問でも言ったことがありますけども、自主防災組織の稼働がですね、しっかり活動がなされているところと、なされていないところが非常に多いんじゃないかと。そのためにはやっぱり訓練をしてもらう、自主的に訓練をする。津波のあれは何回かありましたよね。東日本大震災のときの余波でありましたけども、やっぱり大雨の、豪雨のときの訓練とか、そういうのを想定して、いち早くやっぱり手を挙げるところからするんじゃないかと、自主防災組織のできたところは呼んで、そういうのをしてもらうように、やっぱり計画を立てるというのが実情では、一番手掛ける生命の、財産、安全を鑑みるときに、そう施策をしなければいけないというふうに思います。総務課長、いかがですかね。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 川尻議員、御指摘のとおりですね、情報をどう伝達して、それをどう避難行動に結び付けていくかというふうなことが、やはり重要だろうというふうに思っています。今、本町では防災無線をですね、中心に避難の呼びかけ等も行っておりますし、情報の伝達も行っております。今回のことを受けまして、やはり情報をですね、お伝えするというだけではなくて、どう情報収集するかということ、それとどう情報を共有していくかという、情報の3つの視点ですけれども、

その重要性をですね、改めて認識をしたところでございます。

そういった意味で、情報伝達の重層化というのはですね、もう喫緊の課題だというふうに思っております。先の補正予算でもお願いをいたしましたけれども、防災アプリを用いてですね、LINEで、公式のLINEを構築しまして、防災情報の提供をしていく、あるいは防災無線の文字化を図っていくという取り組みも今次始めるといふうにしておりますし、またそのアプリを用いてですね、先ほど申し上げました伝達と収集と共有というものをどう図っていくかということで、職員、消防団、あと自主防災会、あと例えば建設業とか警察、消防とか、そういったところと情報を共有するような仕組みの基礎を作りたいというふうに思っております。

また、今後につきましてはですね、一斉情報発信システムというものも、今現在、検討をしております、メールですとか、ショートメール、あとLINE、FACEBOOK、ツイッター様々、これは利用者の選択制でございますけれども、一斉に配信が可能という仕組みでもございます。また、一斉電話という手法もですね、方法としてはございまして、固定電話や戸別受信機への伝達が可能というものも、我々は検討も今進めてございます。当然、施策の実施につきましてはですね、やはり現場で危機感をもっていただくということが、やはり大事になってまいりますので、自主防災会、あるいは消防団等と連携をしましてですね、逃げ遅れゼロを目指すということを目標に掲げてですね、ソフトの充実を図っていききたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そういう今後の具体的な計画についてですね、明確にしてもらいたいというのが一番の今回の私の一般質問ですが、実は私、西日本新聞も購読しております、10月4日のですね、球磨川流域というような形で、住まい、道路再建急務という形で、流域の首長のアンケート、川辺川についても2問の回答を、今復旧の進捗状況はどのくらいですかとしてあったとき、芦北町は無回答で、川辺川ダムの建設についても無回答やったんですけども、もう2カ月経ちますが、町長、進捗状況はどういう形で把握されとりますか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 一言でいえばですね、復旧について第一歩を踏み出したということです。その質問そのものはですね、私はナンセンスと思ったんですよ。事業費ベースでいくのか、あるいは時間の尺度で図っていくのかですね、あるいは住民の皆さん方の生活の再建とか、生業のですね、その再建状況で見ていくのか、答えようがなかったわけです。ですから、正直に答えられんと言ったわけでありませう。

川辺川ダムにつきましては、やはり人の命を救うためには、もう全ての手段をですね、検討の範疇に加えるべきだということを繰り返し、もう主張しすぎていますので、もうそれはそういう回答になっておると。

ですから、復旧のその緒に就いたところということでもありますから。被害状況ですか。だから、緒に就いたところです。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 町長はいつもこういう、これは新聞に対してのコメントは意思の疎通とか言われますけども、しかし購読した者は、何で無回答やろかと言われるのはありますよ。だけん、釈明は今わかりますけども、やっぱりどういう理由でと今聞くと分かりましたけども、やっぱり素直に謙虚に何か答えて、ほかのところも答えてあったので、どうかなというふうに今知ったところであります。

それでは、その工事危険箇所とか災害のライフライン、道路とか町道関係はどのくらい、完全に通られないところも多々、交通止めのところも多々ありますが、どうですかね、建設課長。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

現在、災害箇所にあった町道、河川も含めてですけれども、現在、災害査定を受けているところでございます。順次ですね、今現在、通行止めを行っている町道も現在あります。そこをですね、今、実施設計に、もう災害査定は終わりました、実施設計等に入って、発注の準備を行っているところでございます。設計書が出来次第、発注に向けて発注を早急に行いたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そこで、優先順位として、どこからの優先順位は考えておられますか。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 優先順位としましては、現在、町道におきましては通行ができない箇所をまず工事を発注するということしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、随時ですね、対応されるというふうに期待しております。

そして、家屋の解体等でありまして、もう具体的な数字も新聞等でもありますし、予算も4億円の公費解体付いていますが、やっぱり非常に見にくいとい

いますか、そのままにしてあるものですから、可哀そうだなというのをまざまざと、いつも毎日通って見るものですから、早くやっぱりしてもらおう。そして、応急処置もしてない、女島においてもですね、上からもうまた雨が降ったら何とという石がごろごろしております。そういうのはどう考えているのかなと、検討の兼ね合いもあると思いますけども、現状を見て非常に怖いと思います。避難もしてあります。解体するような家じゃなくてですね。危険というところに住んでおられるわけでありまして、そういうところは早く我が家に戻りたいという人が多いんじゃないかなというふうに思いますが、その点はいかがですかね。どっちかな、担当は。

○議長（宮尾秀行君） 答えられますか、解体について、通告にはありませんが。

松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 危険箇所の避難ということでございまして、現在、長期避難世帯ということですね、県の方と相談をいたしまして、仮設住宅とかみなし仮設に避難されている方がいらっしゃいます。今現在、福祉課のほうにおいて詳細の調査を行っております、今後、生活者再建支援法に基づくですね、認定がなされれば、その制度の対象になるというふうなことでございます。

その危険箇所の災害についてはですね、国の直轄でありますとか、県の事業でありますとか、それは個別のちょっと場所が分からないとお答えしようがないわけですが、今後そのような中で改善が図られていくというふうに認識をしております。

○議長（宮尾秀行君） 田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田渕耕一君） 公費解体の計画、今後の流れでよろしいでしょうか。

現在ですね、申請のほうは270件ほどございまして、順次、予備調査ですね、それぞれ申請が上がったところの予備調査を行っております。今後の計画でございまして、当初、100件で公費解体を見ておりましたけども、270、300件近い申請のほうが上がってきてありますので、今後の流れとしましては来年度ですね、の上半期までにはこの上がってきた申請についてはですね、完了を終えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） この公費解体は、解体組合ですか、県の。に依頼をして、そこから業者が配属されるという、その連絡網、確認は大丈夫ですか。取っておられますか。

○議長（宮尾秀行君） 田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田渕耕一君） その確認につきましてはですね、解体協とコンサルさ

んと町、一体となってやっておりますので、連絡のほうはしっかり行くようになっております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） まだ、この災害の復旧については、詰めていきたいんですけども、担当課を信じ、そして私たちも応援していかなければいけないというふうに思いますので、安全な工事現場であることを期待しております。

そして、浚渫に、何というとかい、あそこは。その前、佐敷大橋から海側に行ったところもご覧のとおり、町長も何か遊びに子どもの頃、女島のほうに行ったという、あのときはもうエゴという言葉で私たちは言っていたんですけども、ずっと船が鍋ノ鶴まで通れよったんですよ。それがもうですね、堆積して藻場もなくなって、今回の土砂で藻場ももうなくなって、芦高生も私も行きましたし、芦高生もちゃんとそういう研究もしております。テレビにも出てました。ヘドロでも藻場が育成できることをやっぱりですね、やっているのがテレビに出ました。大変有難いことだなと思うんですけども、私も海に何回も出て、親父から受け継いだ家督がありますので、どうにかせにやいかんということで、農林水産課の担当の方と漁協の参事を乗せて、もう事前に調査しておりましたので、見に行ってもらいました。予算が付いたという佐竹課長からの県の連絡も受けたということで、もう時期だろうというふうに思いますが、農業の分野においては1年後にはとか、だいたい種まけば実になるのは案外、過程は分かるんですけど、豊穰の海、そして漁獲高というのは、非常に難しい。稚魚を放流しても、それが育って漁獲高が上がるのかといたら、全然データがないというのは現状であります。いわゆる何十年もかかるわけですよ。だから、豊穰の海にするには、やっぱり常日頃が大事というふうに思っておりますし、藻場育成はどうしたらいいのか、それこそやっぱり原因、そしてそれを成果としてするには、どういう方法がいいのかというのを、やっぱり検証せにやいかんというふうに思っておりますし、そのためにはやっぱり浚渫とか、いつも川からの水が流れる状況にしておく、そういう状況をつくるには、やっぱり浚渫、まずは撤去ですけども、網なんか入れられませんか。大事な網が上がってこないんですから、干潮になれば分かるんですけども。もう一番ヒラメに、イカとかガザミとかは非常においしい立派なものが獲れよるんですが、今回は全然駄目でありますし、早くやっぱりしてですね、それを現状を見てもらってやらなければいけないと思いますので、先ほど努力することを町長言われましたけども、そういう現状でありますので、もう一度、よろしくお願ひしたいんですけども。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） まず、道路、河川等でございますが、担当課長も答弁したようにですね、まずは通行を可能にするような優先箇所からやっていきたいということでもありますけども、その前に応急復旧をですね、かなりやっております。とりあえず通れるようにしようというところですね。まずはこの段階のところはまだあるんですよ。新規復旧につきましては、査定がありますので、少し時間がかかるということでもありますから、今、応急復旧に時間を費やしておるということでもあります。現にですね、もう年の瀬に入っていって、正月を迎えるときになって、慌ただしく、せわしくなってますが、とにかく通れるようにできないかということは、県道関係も、町道でありますとですね、すぐできるわけですが、県道関係になりますと、少し話し合いが必要になりますので、それらは鋭意行っております。

それと、工事量の問題ですが、箇所が多すぎますと、建設業者の方々ですね、なかなか手が回らないという部分もございます。ですから、ここの協会の方々とですね、話し合いをしながら、これもどう進めていくかということで、有機的にこれをしていくということで進めております。

それと、この漁場のですね、再生につきましては、これはもう長いことですね、論議されております。これもまた全国と同じ課題でありまして、河川からどんどんどんどん堆積をしていくわけでありますが、今日的課題は災害からのもう復旧・復興、これがですね、第一と思っております。この浚渫等につきましても、それでいながらもですね、きちんと計画には位置づけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 海はですね、やっぱり河川がつながっておりますので、そして地球全体がつながっております。やはりそのためには、長期計画を立てられて、県との、国とのセッションをやりながらやっていく。漁業者の生活の糧でありますので、その点を十分理解していただければと思います。

次に、コロナ対策の事業、商工観光課長が言われましたけども、もう国が示した事業がそれに伴う芦北町の事業という形でやっておられますし、大変それを工夫されてですね、店舗あるいは経営者に有利な、喜ばれるという形でやっておられると思います。そこで1つだけですけども、9月10日に観光費で飲食店応援推進事業補助金という2,100万円計上されて、各事業それを、クーポンを取り扱う、もう全部貼ってありますけども26店舗やったですかね、ありました。大変ですね、喜ばれております。今、500何万円しか使われてないと言うんですけども、また政府はそれを延期すると出ていましたね、新聞報道で。G o T oのほうですかね。別ですか。まあそれに似たものだと思うんですけど、G o T oのほうは。これはだ

けど余っておるならばですね、欲しいという方もいっぱいおりますので、そこを掌握してですね、やっぱりやってもらったら3,000円が2,000円で済むわけですので、大変1人分の中で2,000円出せば会費分は、そういう意見がありますので、そういうのはどんどんですね、啓発してやっていただければというふうに思っていますので、国のほうも随分ですね、経済効果を目指してやっておられます。大きな金額が執行されますので、それに見合った芦北町の有利なことを、切にお願いをしておきたいというふうに思います。

もうそろそろ時間であります。そこで、議長に申し上げますけども、今年度の議会はコロナ感染拡大防止のために、会期日程の短縮や傍聴制限、さらには7月4日の豪雨災害が発災、昭和57年水害以来の大水害となり、異例のここ6月議会からの異例の議会でありました。議員として、それぞれ各自、復旧作業のために努力されたとは思いますが、特に議長は執行部に気を使われたようにも見受けられます。こういうときこそ町民の声をですね、多く議員各位が届けるべきというふうに感じております。監視機関、チェック機関としての議会活動をどう運営するべきか、改めて問われるべきというふうに考えております。

コロナ禍対策として、政府は膨大な予算執行であります。また、本町は激甚災害に指定されまして、町の持ち出しは軽減されたとはいえ、基金の繰り入れをせざるを得ない状況でもあります。議会として、今後、閉会中の公式な各常任委員会の調査活動や定期的議会全員協議会を開催し、現状を把握するための現地調査を含め、行動すべきというふうに私は思っております。議長の諮問機関である議会運営委員会とも協議され、活発な芦北町議会活動の指揮を強く議長に要請をいたします。

こういうことわざがあります。真剣だと知恵が出る、生意気だと愚痴が出る、いい加減だと言いつつばかりを言うという、私こういうことをいつも教えられております。真剣にお互い、議長の采配のもと、特に閉会中の活動等は頑張りたいと思いますので、議長の指令を切にお願いを申し上げ、今年の締めくくりの一般質問といたします。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君の質問が終わりました。

寺本修一議員、昼をまたぎますけど続けていきたいと思いますが。

ほかの皆さん、続けていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） はい。

次に、寺本修一君。

○13番（寺本修一君） 議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を

行います。

私は、竹崎町長の町長選出馬表明についてお伺いをいたします。

第1に、11月17日付の新聞報道において、今回の町長選挙への出馬表明が報道されました。7月豪雨災害という未曾有の災害に本町は見舞われ、死者・行方不明者12名、河川氾濫による家屋や店舗などの浸水被害、道路・河川の崩落、農地への土砂流入、大規模な山腹崩壊等、甚大な被害が確認されています。この未曾有の危機に対し、関係機関の協力も得ながら、応急対応に当たられました。町の細部では、それぞれ問題を抱えておられるところもあると推察しますが、俯瞰的には一定程度の落ち着きは取り戻しており、応急期から復旧・復興の段階に入っていると感じております。未曾有の災害に見舞われ、町は大きく傷みました。復旧・復興の完遂はいばらの道ともいえると思います。このような状況下、出馬を表明されたことに敬意を表したいと思いますが、今回の出馬に関し、どのような思いをもって決意されたのか、具体的な思いを伺います。

2番目に、新聞報道では、豪雨災害の復旧・復興を第一に、町の再建の道筋をつける、任期中に起きた未曾有の災害、私の責任で復旧・復興に取り組む。再建の道筋、方向性を打ち立てて、一刻も早い復旧・復興を成し遂げる等、復旧・復興に対する強い思いを感じました。これまで4期にわたり町政を担ってこられました。町民生活の安全・安心をまちづくりの基本に据え、施策を実施している中での豪雨災害となり、安全・安心が大きく揺らぐ事態となりました。これまで以上に安全・安心を求める声が町民の多くにあり、安全・安心度を高めることが今後のまちづくりに欠かせないものと考えておりますが、今後の新しいまちづくりについて、どのような構想のもと進めていかれるのか、考えをお尋ねいたします。

登壇しての質問は以上で、あとは質問席から質問を申し上げます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本修一君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。
竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 寺本議員の御質問にお答えいたします。

あの忌まわしい7月豪雨、降り始めからちょうど今日で奇しくも5カ月であります。未曾有の大被害をもたらしたこの7月豪雨、しかもコロナ禍における豪雨でありました。御発言にもありましたように、私の任期中に起きた災難であります。大災害であります。自らの責任で町の再建を図らねばならない。これは政治家なら誰しも覚悟しておることと思います。災害という外敵から逃げてはいけません。敵前逃亡は許されない。これが私は武士道ならぬ、政治道と思っております。このようなことを鑑み、私の手できちんと芦北町再建の道筋を立てる、不退転の思いをもって、捨て身で頑張るということを決意したわけであります。

また、今後の構想であります。まずは災害からの復旧・復興一点に集中いたしました。復旧・復興なくして、未来は語れない。その思いで復興推進計画に、新しい当たり前をスローガンとして掲げ、これからの町民の皆さん方が、またこのふるさとで安心して生活していきたい。また、子どもたちにも歴史ある文化の香り高い、品格ある町をつないでいきたい、残していきたいというふうに思っております。

早晩、この復興推進プランにつきましては、議会をはじめ、町民の皆さん方に改めてお示しをすることになるわけであります。そのような心境・境地で立候補を決意し、そして次へ望んでいきたいと思った次第であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本修一君。

○13番（寺本修一君） ただいま町長の熱い思いと重大な決意、そして新しいまちづくりについて、素晴らしい構想をお伺いし、感銘・感動いたしました。

竹崎町長は、4期にわたり、町政を担ってこられました。豊かな知識と経験、そして町内外から高い評価の実績、その間、培われた人脈があります。これらを踏まえ、個性の光る活力あるまちづくり、スポーツの振興によるまちづくり、産業の振興によるまちづくり、安全・安心のまちづくり、文化の香り高いまちづくり、子育てしやすいまちづくりの6つの柱のもと、取り組まれた実績は枚挙にいとまがない、列挙すれば何時間もかかるほどの数多く実績があるわけでございます。議員各位も御存知のとおりでございます。

しかも、竹崎町長には、失政がない。スキャンダル、金銭、女性問題などがない、クリーンな政治を展開されてまいりました。培われた人脈は、国会議員、大臣、知事、県会議員、国・県の官僚、そして角界各分野にわたり、太いパイプで結ばれています。一例を挙げますと、先日、芦北町の実情を訴え、要望を国交、経産、農水、環境、防災、5人の大臣にされました。市長村長で一大臣に会うことも至難の業であります。これを見ても強い絆、人脈を感じます。芦北町町民のため、予算獲得を大いに期待するところであります。これらを私は高く評価いたします。

再度、町長にお伺いをいたします。町民に向かって、特に訴えたいことがあれば申し述べていただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町民、全ての皆さん方が大変辛い経験をされました。今なお、苦しんでおられる方がたくさんいらっしゃいます。被災されたお家を一軒一軒回る中で、声なき声をたくさんお聞きしました。復旧・復興はまだまだこれからだな、復旧・復興には目に見える形のもの、見えない形のものがあります。それらも含めまして、町民の皆さんとともに、あとしばらく頑張ろうじゃございませんか、

もう少しだけ耐えていこうではございませんか、そんなお話をして回りました。

かつてのあの芦北町の素晴らしい勢いと、熊本県はおろか、全国に子どもたちが誇り得る、そんな町をつくるために粉骨かつ砕身、頑張っていく決意であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 寺本修一君。

○13番（寺本修一君） 町長の思いがひしひしと感じてまいります。私は、今回の選挙は町民の良識を問う選挙だと思っております。私は、町民の良識を強く信じます。是非、再選していただき、芦北町の復旧・復興、再生に向けて、新しいまちづくりに町民のために敏腕を振われることを強く切望し、私の一般質問を終わります。頑張ってください。

○議長（宮尾秀行君） 寺本修一君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

第2 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第3 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第5 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮尾秀行君） 次に、日程第2から日程第6までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第6回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午後0時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員